

門真市教育振興基本計画

子どもの夢と幸せをみんなではぐくむ門真の教育

平成 28 年 3 月
門真市教育委員会

はじめに

門真市は、河内平野のほぼ中央に位置し、古くから人々の暮らしが営まれてきた歴史あるまちであり、コンパクトな市域にたくさんの人々が暮らし、お互いに緩やかにつながりながら困った時には助けあって生きる暖かさに包まれたまちでもあります。子どもたちは、このまちで、日々、人々とふれあい、学び、友情をはぐくみ成長してきました。

これまで、本市では、「市独自の35人学級」、「Kadoma塾」の開設、「めざせ世界へはばたけ事業」による中学生オーストラリア研修派遣等、国や他の自治体に先駆けた施策を実施してきました。これらの取組に加えて、PTAや学校支援地域本部の方々をはじめとする皆様方のご尽力によって、本市の教育は着実に向上してきました。しかしその一方で、少子化、グローバル化、ICT進展等、現代社会の激しい変化に伴うさまざまな課題は、良きにつけ悪きにつけ本市の子どもたちにも大きな影響を与えています。このような時代に子どもたちが人間として豊かに成長し、希望あふれる門真の未来を切り拓く人材として育てていくために、私たちは、今一度、何を大切に、どのような教育をめざしていくのか、議論を尽くし方針を定める必要があります。

門真市教育振興基本計画は、このような認識の下で、本市の教育に携わる各方面の方々が集い、真摯に話し合いながら練り上げたものです。

その基本理念として、「子どもの夢と幸せをみんなではぐくむ門真の教育」を掲げ、大人たちが、学校、家庭、地域、行政が子どもを真ん中にしてつながり、門真の子どもたちの未来をしっかりと見据え、見守り育てていくことを基本目標としました。

本市では、教育委員会事務局である学校教育部、生涯学習部、こども未来部や他の子どもを所管する部署が密接に連携し、門真市教育振興基本計画に添って着実に事業を実施していくことで、保護者、市民の皆様の信頼と期待に応える門真の教育の実現に全力を尽くしていきます。

結びに、本計画の策定に当たって多くの貴重なご意見をいただいた委員並びに門真市中学校生徒会会議のみなさんをはじめとする多くの方々に心よりお礼申し上げます。

平成28年3月

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の範囲	2
4 計画の期間	2
5 本市の教育を巡る状況	3
(1) 人口の推移及び将来推計	3
(2) 家庭・地域の状況	4
(3) 本市教育の課題と取組	5
第2章 門真市の教育がめざす姿	10
1 基本理念	10
2 基本目標	10
3 計画の体系	12
第3章 施策の展開	13
<基本目標1> 「0歳からの15年一貫教育で子どもの夢と幸せをはぐくみます」	
施策の方向1 確かな学力をはぐくみます	13
実施施策 (1) 子どもの主体的な学びの育成	13
実施施策 (2) 一人ひとりの学びに応じた学習支援	14
施策の方向2 豊かな心と健やかな体をはぐくみます	15
実施施策 (1) 自分の将来を描ける力を育成	15
実施施策 (2) 門真市開発的生徒指導の推進	16
実施施策 (3) 豊かな心をはぐくむ教育の充実	17
実施施策 (4) 食育・健康づくりの推進	19
施策の方向3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します	20
実施施策 (1) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進	20
実施施策 (2) 教職員の専門性の向上	21
実施施策 (3) 障がいのある子どもへの切れ目ない支援	22
施策の方向4 15年一貫教育を進めます	23
実施施策 (1) 就学前教育・保育施設及び小学校間との連携の推進	23
実施施策 (2) 小中一貫教育の推進	24
実施施策 (3) 子どもの読書活動の推進	25
実施施策 (4) 学校における英語教育の充実	26
実施施策 (5) 公民協働による英語学習の充実	27

<p><基本目標2> 「多様な学びの機会を実現する充実した教育環境をつくります」</p>	
施策の方向1	新たな時代にふさわしい育ちの環境をつくります..... 28
実施施策	（1）就学前教育・保育を実現できる環境づくり 28
実施施策	（2）小中一貫教育を進める環境づくり 29
実施施策	（3）どの子ども学べる場所づくり 30
実施施策	（4）学校図書館の充実 31
施策の方向2	「チーム学校」をつくります..... 32
実施施策	（1）子ども一人ひとりの課題に沿った支援 32
実施施策	（2）子どもと向き合う時間を確保..... 33
実施施策	（3）教職員の資質向上 34
施策の方向3	安全・安心で自立した学校をつくります..... 35
実施施策	（1）学校施設の改善 35
実施施策	（2）学校の自立性の確保 36
<p><基本目標3> 「子どもを真ん中に学校、家庭、地域、行政がつながります」</p>	
施策の方向1	継続性のある子育て支援でみんながつながります..... 37
実施施策	（1）家庭への子育て支援 37
実施施策	（2）地域による子どもの見守り活動の推進 38
施策の方向2	子どもの居場所づくりでみんながつながります..... 39
実施施策	（1）子どもの居場所づくりの推進 39
実施施策	（2）子どもの学習支援の推進 40
第4章	計画の推進 41
1	計画の進行管理 41
2	計画の推進体制 41
参考資料 43
1	統計データ等からみた現状 43
2	門真市教育振興基本計画策定の経過..... 55
3	門真市中学校生徒会会議提言結果..... 56
4	中学生アンケート「自分の未来と幸せ・門真のこれから」調査結果..... 57
5	門真市附属機関に関する条例（抜粋）..... 66
6	門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（抜粋）..... 67
7	門真市教育振興基本計画庁内検討委員会設置要綱..... 69
8	門真市教育振興基本計画策定委員会委員名簿..... 70
9	門真市教育振興基本計画庁内検討委員会委員名簿..... 71
10	諮問書 72
11	答申書 73



第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年の教育を取り巻く環境をみると、核家族化と地域のコミュニケーションの希薄化による子育ての孤立化、子どもの貧困、少子高齢化やグローバル化、ICT^{※1}の急速な進展等の社会環境の変化の中で、児童・生徒の学力や体力の向上、いじめ・不登校への対応、子育て・家庭教育支援等へのさらなる取組が求められます。とりわけ、平成23年3月の東日本大震災以降、人々の絆の重要性が改めて認識され、安全・安心な教育環境の実現と、学校、家庭、地域の連携に向けた一層の取組が重要となっています。

このような中、平成25年6月に策定された国の第2期教育振興基本計画においては、「1 社会を生き抜く力の養成」「2 未来への飛躍を実現する人材の養成」「3 学びのセーフティネットの構築」「4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成」から成る4つの基本的方向性が掲げられています。

また、大阪府においても、平成25年度から平成34年度まで10年間を計画期間とした「大阪府教育振興基本計画」が策定され、大阪府における教育の振興に関する基本的な目標や施策の大綱、施策を総合的かつ計画的に推進するための事項をとりまとめています。

本市におきましては、これまで毎年「教育の重点」を作成し、計画的・継続的な教育施策の展開を図ってまいりました。さらに、平成23年度には学力向上をめざす総合的な対策を定めるために、門真市学力向上対策委員会を設置し、その中で提言された本市独自の35人学級や学校図書館司書の配置、門真市開発的生徒指導^{※2}等の施策を展開してきました。

また、平成25年度には家庭学習支援や地域教育力の活用を施策展開の方向とする生涯学習推進基本計画を策定しました。さらに、平成26年度には保幼小中の一層の連携を図るなど、子ども・子育てに係る施策を一体的に進めるため、教育委員会にこども未来部を創設し、教育委員会が一体となった子ども施策を推進してきました。

このような中、これからやってくる時代や社会の変化を見据えて、本市の未来を担う子どもたちが夢を育み、幸せを実現するよう支え、応援していくことは、すべての市民や教育関係者に求められている責務でもあります。

教育委員会では、このような考えから、これまで取り組んできた施策や事業を新たな視点から見直しを行い、体系化して、市民の皆様にお示しし、ともに本市の教育を進めていただくために、門真市教育振興基本計画を策定することといたしました。

本計画では、学校教育の範囲を中心としながらも、乳幼児期から中学生までの15年間を切れ目なくきめ細やかに子どもたちや保護者を支援していく観点を大切にし、家庭、地域、行政がつながり、総ぐるみで子どもの夢の実現をサポートするとともに、その中で大人も生きがいを感じるようなさまざまな施策・事業を推進していきます。

※1 ICT 情報機器を活用したコミュニケーション技術。

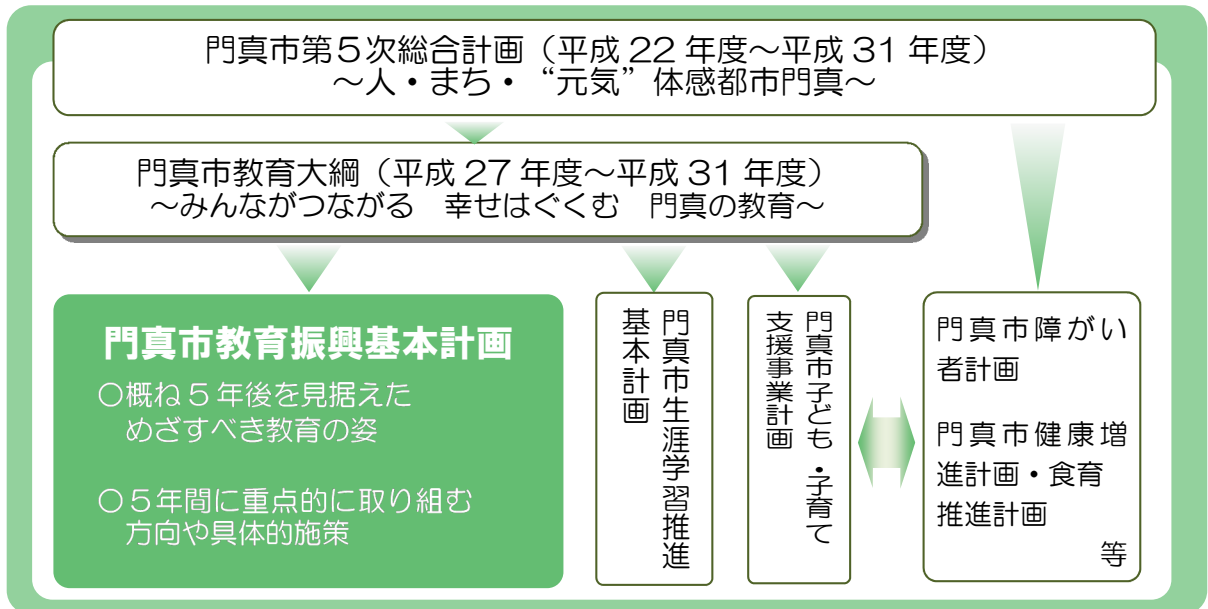
※2 門真市開発的生徒指導 生徒指導の目標をすべての児童・生徒の自己実現に置き、共感と信頼を基本理念としながら、児童・生徒が自己選択と自己決定できるような取組を通して、その目標の実現を図る生徒指導のあり方を門真市開発的生徒指導としてまとめたもの。

2 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として位置づけます。

また、第5次総合計画を上位計画とし、門真市教育大綱に基づく計画とするとともに、各関連計画との整合を図ります。

この計画に基づき、教育の振興に関する施策や事業を展開します。



門真市教育大綱とは、

国の教育振興基本計画を参酌するとともに、門真市第5次総合計画の基本理念を踏まえ、門真市教育振興基本計画、門真市生涯学習推進基本計画、門真市子ども・子育て支援事業計画の礎となります。そして豊かな子育て・教育を推進し、子どもから高齢者まで、生涯にわたる学習、学びの機会・環境を提供していくため、本市教育の根幹となる基本理念、基本方針を定めるものです。この門真市教育大綱に基づき、本計画を策定します。

3 計画の範囲

本計画は、学校教育を中心とし、子どもを支える家庭、地域を含めた教育にかかわる取組を対象範囲とします。

4 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

教育の成果が出るまでには長い時間がかかるものの、社会情勢も刻々と変化することを考慮するとともに、門真市教育大綱の期間にも鑑み、期間を5年間としています。5年後はこの計画を基礎として、発展させるため見直しを行うものとします。

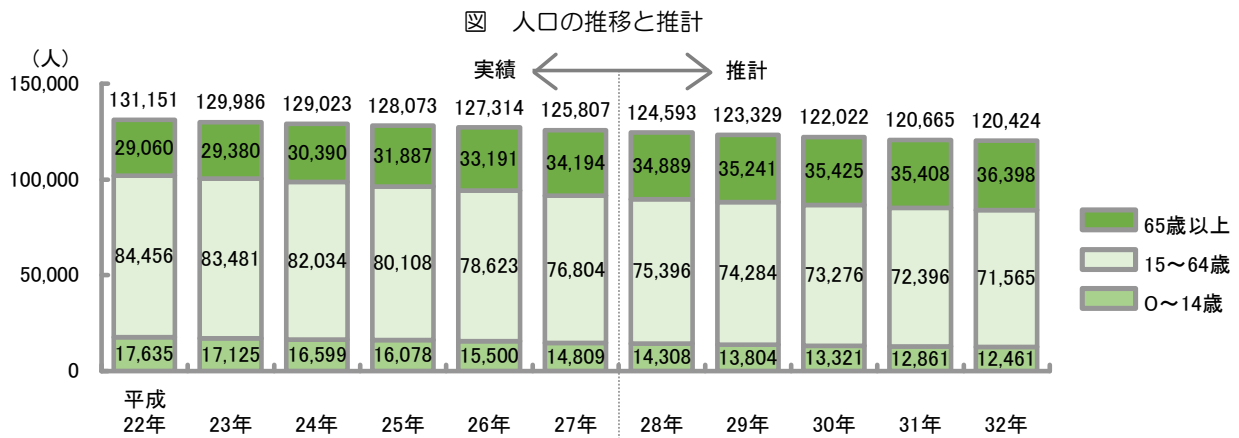
ただし、社会経済環境や法・制度の大きな変動等の事情により、本計画の修正等が必要となった場合は、計画期間にかかわらず、計画を見直すことがあります。

5 本市の教育を巡る状況

(1) 人口の推移及び将来推計

① 人口の推移と推計

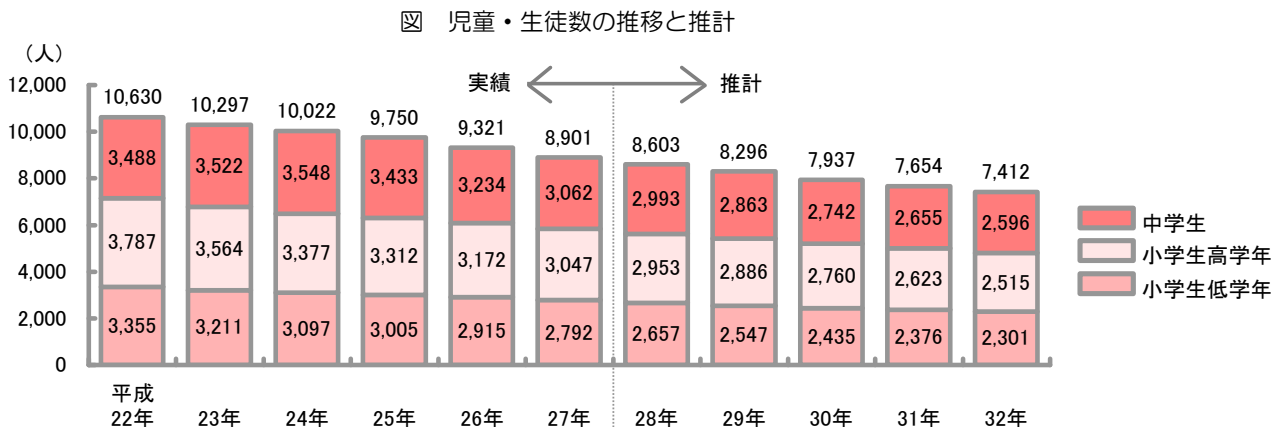
本市の人口推移をみると、この20年間減少傾向が続き、ここ数年では毎年約1,000人ずつ減少しており、平成27年には125,807人となっています。今後の人口推計でも、減少傾向は続く予想され、平成32年には平成27年よりも5,383人少ない120,424人と推計されています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、0～14歳の割合は年々減少しているのに対して、65歳以上の人口は毎年増加しており、急激な少子化と高齢化が進んできています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成22年～平成24年は外国人人口を加味）
コーホート変化率法^{※3}により推計

② 児童・生徒数の推移と推計

児童・生徒数の推移をみると、年々減少傾向となっています。小学生及び中学生を合わせた児童・生徒数の推計では、平成27年の8,901人に対し平成32年には7,412人と1,489人の減少となります。



資料：学校教育課推計^{※4}（各年5月1日現在）

※3 コーホート変化率法 コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のこと。コーホート変化率法とは、コーホートごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、0～4歳の子どもの人口は、15～49歳女子人口との比率により推計する方法。直近の5ヶ年を推計するため、大きな変動要因がない場合、過去5年間の実績で推計している。

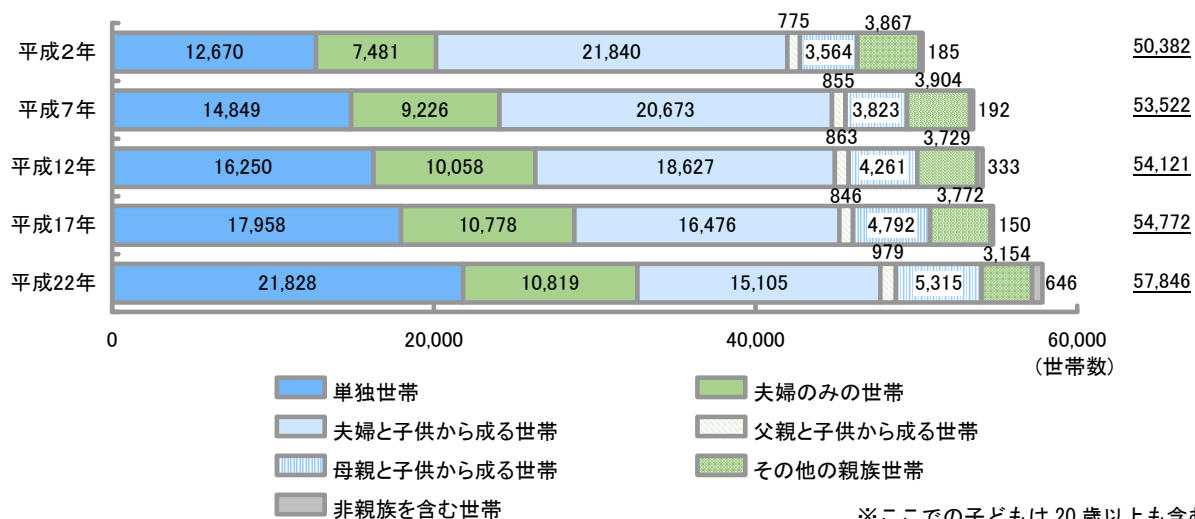
※4 学校教育課推計 平成27年5月1日現在の年齢別人口に幼児進捗率、入学率、学年進捗率のそれぞれ過去3年間の平均をかけ算出。

(2) 家庭・地域の状況

① 一般世帯の状況

平成22年の国勢調査によると、一般世帯の総数は、57,848世帯となっており、そのうち核家族世帯は、32,218世帯で全体の55.7%を占めています。

図 一般世帯の状況



資料：国勢調査（平成22年は総数に不詳を含む）

② 母子世帯・父子世帯の状況

ひとり親世帯（母親と子どもから成る世帯及び父親と子どもから成る世帯）のうち、未婚者、死別または離別の母親あるいは父親と20歳未満の子どものみで構成される一般世帯を母子世帯、あるいは父子世帯と言います。母子世帯は、全体の約2%を占め、父子世帯は、全体の約0.24%を占めています。

図 母子世帯・父子世帯の状況

	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度
一般世帯	50,382世帯	53,522世帯	54,121世帯	54,772世帯	57,848世帯
母子世帯	1,065世帯	888世帯	1,149世帯	1,379世帯	1,294世帯
母子世帯率	2.1%	1.7%	2.1%	2.5%	2.2%
父子世帯	206世帯	170世帯	162世帯	132世帯	137世帯
父子世帯率	0.41%	0.32%	0.30%	0.24%	0.24%

資料：国勢調査

③ 地域の行事に参加する割合

小学生が地域の行事に参加する割合は、全国平均には及ばないものの大阪府平均よりは高く、本市は都市部にありながらも子どもと地域のつながりが今も維持されていることがわかります。

しかし、そのつながりも中学生になると低下し、大阪府平均を下回る割合を示しています。中学生のニーズに合った地域行事の創設や中学校と地域社会との連携等、小学生を中心とする地域とのつながりを中学生にまで広げる取組が求められます。

図 地域の行事に参加している小6児童の割合

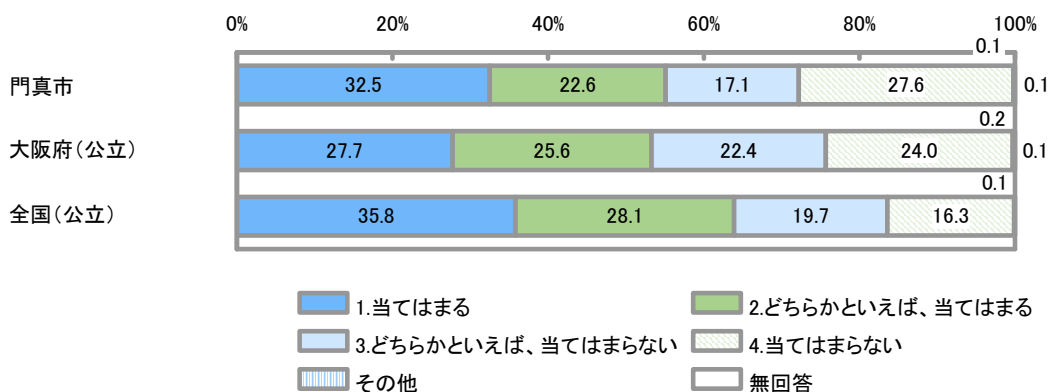
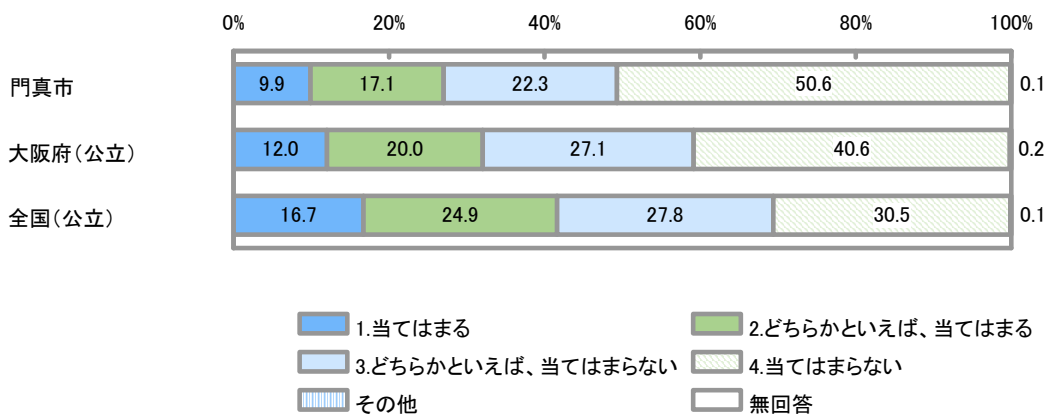


図 地域の行事に参加している中3生徒の割合



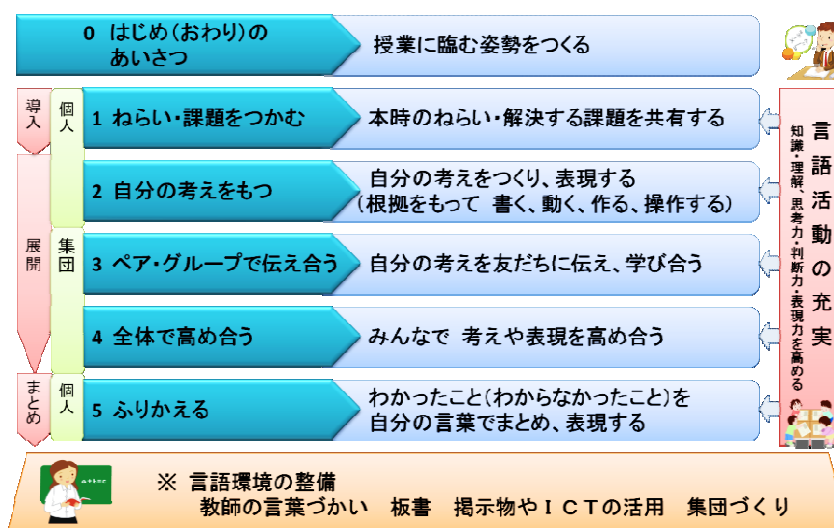
資料：平成 25 年全国学力・学習状況調査

(3) 本市教育の課題と取組

① 学力の状況と取組

平成 19 年度より行われている全国・学力学習状況調査において、本市は、小中学校ともに、全国平均を下回る状況が続いています。しかしながら、市独自の 35 人学級の実施や学校図書館司書の配置、門真市版授業スタンダードに基づく授業改善や学校組織の改善等を実施する中で、少しずつではありますが全国平均との差は小さくなってきています。

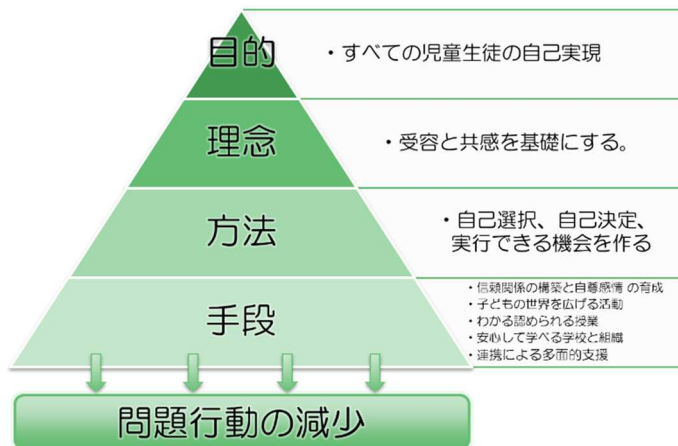
図 門真市版授業スタンダード※5



② 生徒指導の状況と取組

本市では、長欠・不登校の児童・生徒が多く、中学校においては暴力行為も大きな課題となっています。このような生徒指導上の課題の解決に向けて、これまでさまざまな取組を進めてきました。平成 26 年度には、これまでの取組を踏まえ、問題行動の未然防止と事後指導を中心とした生徒指導からすべての児童・生徒の自己実現を目標とする生徒指導へと転換を図るべく、門真市開発的生徒指導※2 P1 をとりまとめ、各小中学校への普及・啓発を図っています。

図 門真市開発的生徒指導の全体像

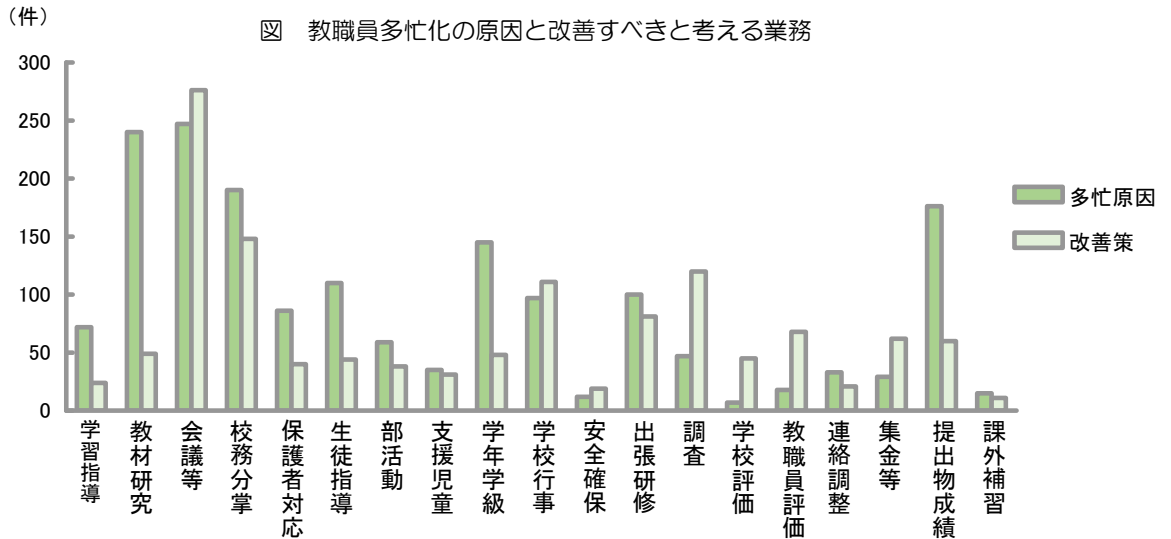


資料：「門真市開発的生徒指導あり方懇談会」取りまとめ

※5 門真市版授業スタンダード 門真市がめざす授業像（子どもたちが主体的に学ぶ授業）の1時間の流れを示したもの。

③ 学校運営の課題

平成 24 年度に実施した「教職員の業務に関するアンケート調査」では、管理職を含む教職員の多忙な状況が明らかになりました。教職員が子どもと向き合う時間を確保するためには、経験年数の浅い教職員のキャリアアップ、各種調査・研修の精選等とあわせて、校務分掌担当者の明確化、行事の精選と校務の整理、会議の効率化等の学校運営改善が急務となっています。



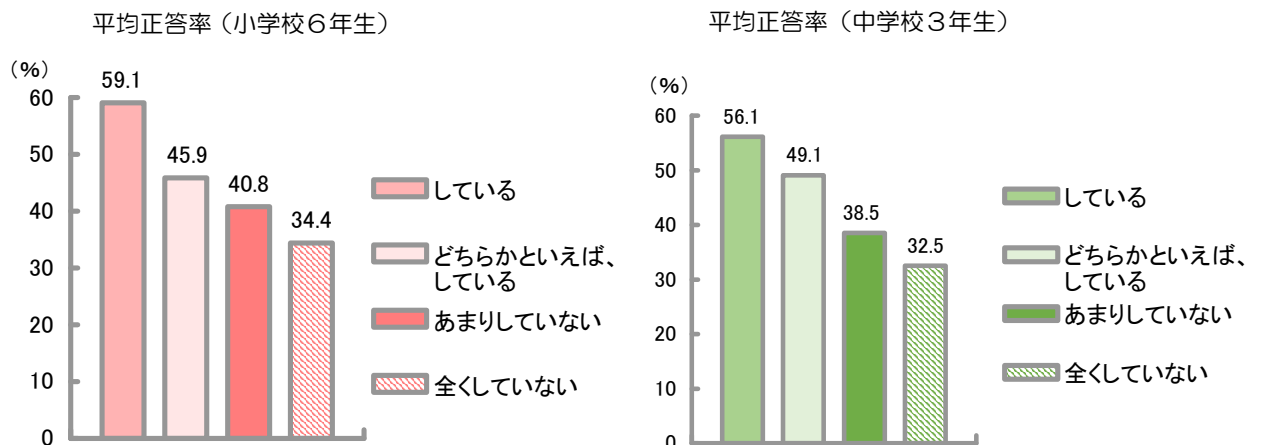
資料：門真市教職員の業務に関するアンケート調査（平成 24 年 8 月）

④ 家庭学習等の状況と取組

下図に示されたように、平成 25 年度全国学力学習状況調査によれば、「家で宿題をしている子ども」と「していない子ども」の平均正答率には大きな差があります。児童・生徒の学力と家庭学習習慣の間には正の相関関係があることは、これまでも指摘されてきましたが、「全くしていない子ども」と「している子ども」には、平均正答率で、小学校で 24.7 ポイント、中学校で 23.6 ポイントの差があります。門真市 PTA 協議会では、家庭学習習慣の育成に取り組むため、平成 24 年度に「学びのすすめ」を作成し、全家庭に配布しました。

また、このような家庭学習習慣の推進とともに、さまざまな事情によって子どもが家で学習しにくいケースもあり、そのような子どもたちの学びの場を確保することも課題となっています。

図 家で学校の宿題をしているかどうかと平均正答率の関係



資料：平成 25 年全国学力・学習状況調査

⑤ 読書の状況

平成 26 年度子どもの読書活動に関するアンケート調査をみると、「読書が好きか」については、小学校の低学年になるほど「読書が好き」の割合が高く、小学 2 年生の約 6 割が好きと回答しています。

市立図書館の利用頻度をみると、月に 1 回以上利用している割合が小学 2 年生で最も高くなっています。

学校図書館の 1 ヶ月の利用頻度をみると、読書が好きかの状況と同様で、小学校の低学年になるほど利用頻度が多くなっています。

しかし、学年が上がると、市立図書館、学校図書館ともに利用頻度が少なくなっているため、中学生の興味関心に合う取組をし、蔵書を充実させるなどして魅力ある読書環境をつくる必要があります。

図 市立図書館の利用頻度

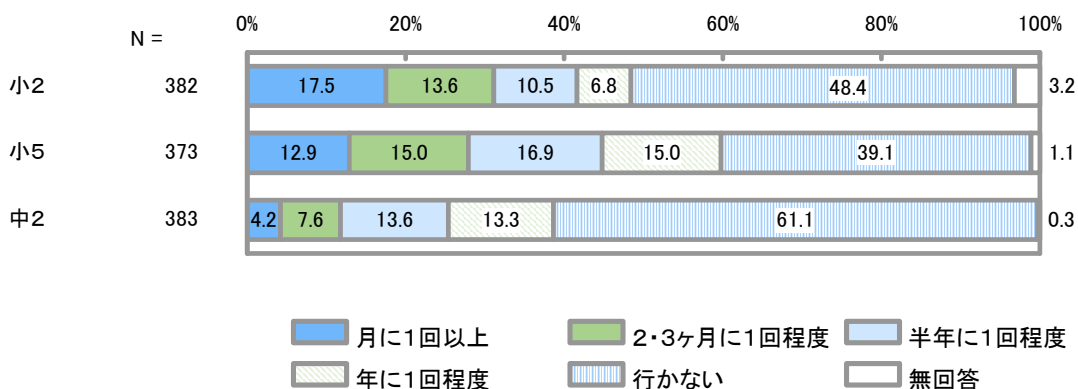
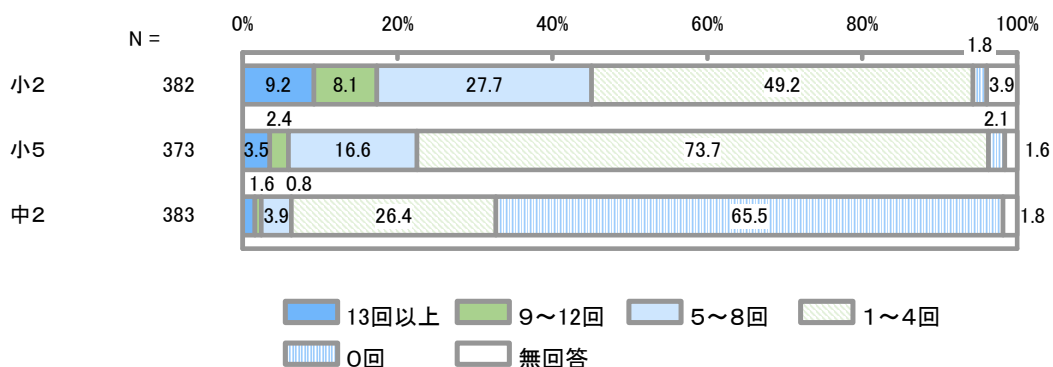


図 学校図書館の1ヶ月の利用頻度



資料：平成 27 年子どもの読書活動に関するアンケート調査

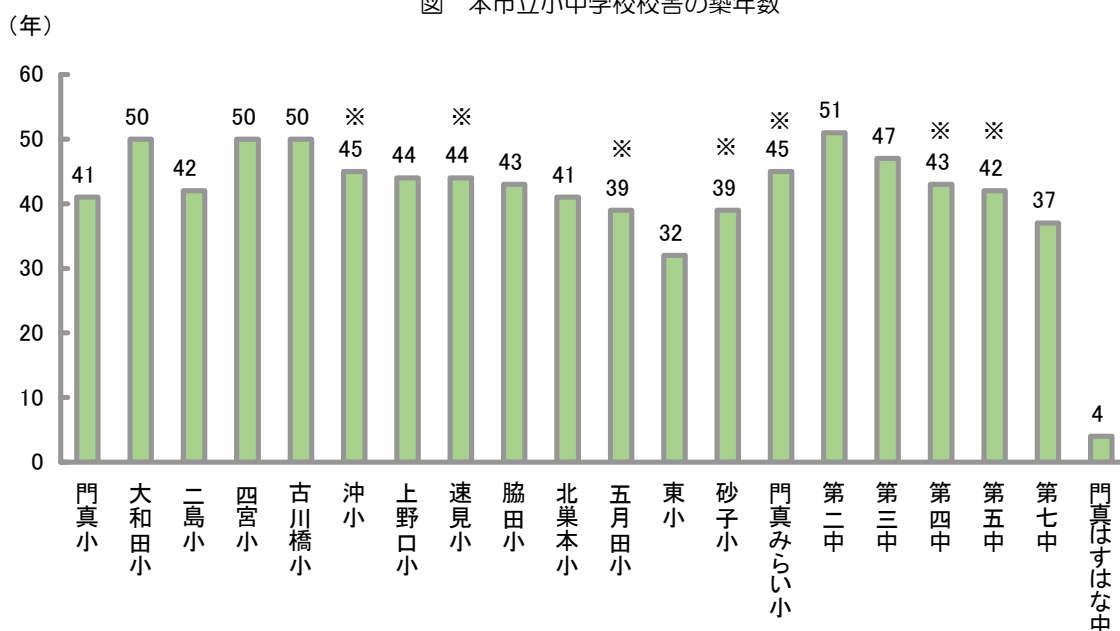
⑥ 保幼小中一貫教育の取組

本市の小中一貫教育は、平成 19 年度の『門真市小中一貫教育推進プラン』の策定に始まり、以降、中学校区を単位とした特色ある学校づくり、『算数・数学指導上の留意点系統図』の作成、『中学校区共通英語シラバス』の作成等に取り組んできました。平成 23 年度には、さらに保育所、幼稚園と小中学校の連携を図るために、保幼小中合同研修会を開催し、各中学校区での「めざす子ども像」の統一を図るなど、保幼小中一貫教育の取組を進めました。このような取組によって、教職員同士の信頼が深まっており、今後、保幼小中のスムーズな接続を意識したカリキュラムを作成すること等が求められています。

⑦ 学校施設設備の状況

本市の学校施設は、ほとんどが昭和 40 年代～昭和 50 年代の人口急増期に建設されたものであり、その多くは老朽化が深刻な状況です。平成 20 年度から学校施設の耐震化を実施し、平成 24 年度には、すべての建物の耐震化は完了しましたが、老朽化により良好な教育環境が維持できておらず、今日的な学習内容・学習形態に対応しにくい施設もあります。これまでも校舎等の老朽化の進行程度により、順次外壁改修、内部改修、屋上防水及びトイレの改修等、部分的な大規模改造を実施してきましたが、多くの学校で全体的な老朽化が進んでおり、一斉に更新時期を迎えております。一つの学校を改修する際には、多額の費用を要するため、今後の学校施設改修のあり方については、将来を見据えた学校の学習内容・学習形態に合わせた学校施設の構想をしつつ、本市の財政状況も踏まえながら、早急に計画を立てる必要があります。

図 本市立小中学校校舎の築年数



資料：門真市教育施設台帳より作成

※ 全面大規模改修校（平成 10 年以降に実施した学校）

速見小学校（平成 10 年）・第四中学校（平成 11 年）・砂子小学校（平成 15 年）・門真みらい小学校（平成 17 年）
五月田小学校（平成 26 年）・第五中学校（平成 27 年）・沖小学校（平成 28 年）

A decorative graphic featuring a large white number '2' inside a green circle. To the left of the circle is the character '第' and to the right is '章'. The graphic is surrounded by several smaller green circles and lines of varying sizes and colors (light green, dark green).

第 2 章

A decorative wavy line in a light green color that spans across the page, starting from the right side of the '第 2 章' graphic and extending to the right edge of the page.

門真市の教育がめざす姿

第 2 章

門真市の教育がめざす姿

1 基本理念

子どもの夢と幸せをみんなではぐくむ門真の教育

門真市の子どもたちが、自らの将来を見据え、夢の実現を図っていけるよう、子どもを中心として、学校・家庭・地域・行政がつながり、総ぐるみで取組を進めることを表しています。

2 基本目標

計画の基本理念「子どもの夢と幸せをみんなではぐくむ門真の教育」を実現するため、次の3つの基本目標を掲げ、取組を進めます。

基本目標 1 「0歳からの15年一貫教育^{※6}で子どもの夢と幸せをはぐくみます」

子どもたちが、将来に希望を持ち、自らの夢と幸せを実現していけるように、義務教育修了までの15年間を一つながりとして捉え、障がいのある子どもや困難な家庭状況の子どもはもとよりすべての子どもたちの多様な学びや成長の機会を作ります。そして、これまで以上に、一人ひとりがわかる喜びや学ぶ楽しさ、生きる喜びを実感する教育活動に取り組み、子どもたちに基礎学力や主体的に学ぶ意欲、自分を律し、他者を思いやる心、豊かな人間性等を育てていきます。

※6 0歳からの15年一貫教育 本市では、0歳から義務教育修了までの15年間を一つながりとして捉え、保護者への支援、子育てへの支援、教育等について、学校・家庭・地域・行政みんながつながり、総ぐるみで子どもたちの夢と幸せをはぐくんでいこうとすることを意味する。

基本目標 2

「多様な学びの機会を実現する充実した教育環境をつくります」

学校園は子どもたちが一日の大半を過ごす場所であり、教職員との出会いは、子どもたちの一生を左右するものです。教職員・保育士等の授業力やコミュニケーション力等の資質向上を図るとともに、学校組織の改善やSSW（スクールソーシャルワーカー）^{※7}、SC（スクールカウンセラー）^{※8}等これからの学校に必要な人材の配置によって、チームとしてより効果的に機能する学校園をめざします。

また、学校園等の施設設備の整備は、安全・安心な学校生活を送る上で必要不可欠であると同時に、日々子どもたちの心や体の育ちにも大きな影響を与えます。新しい門真の教育にふさわしい学校園づくりに向けた取組をハード・ソフト両面から計画的、継続的に進めていきます。

基本目標 3

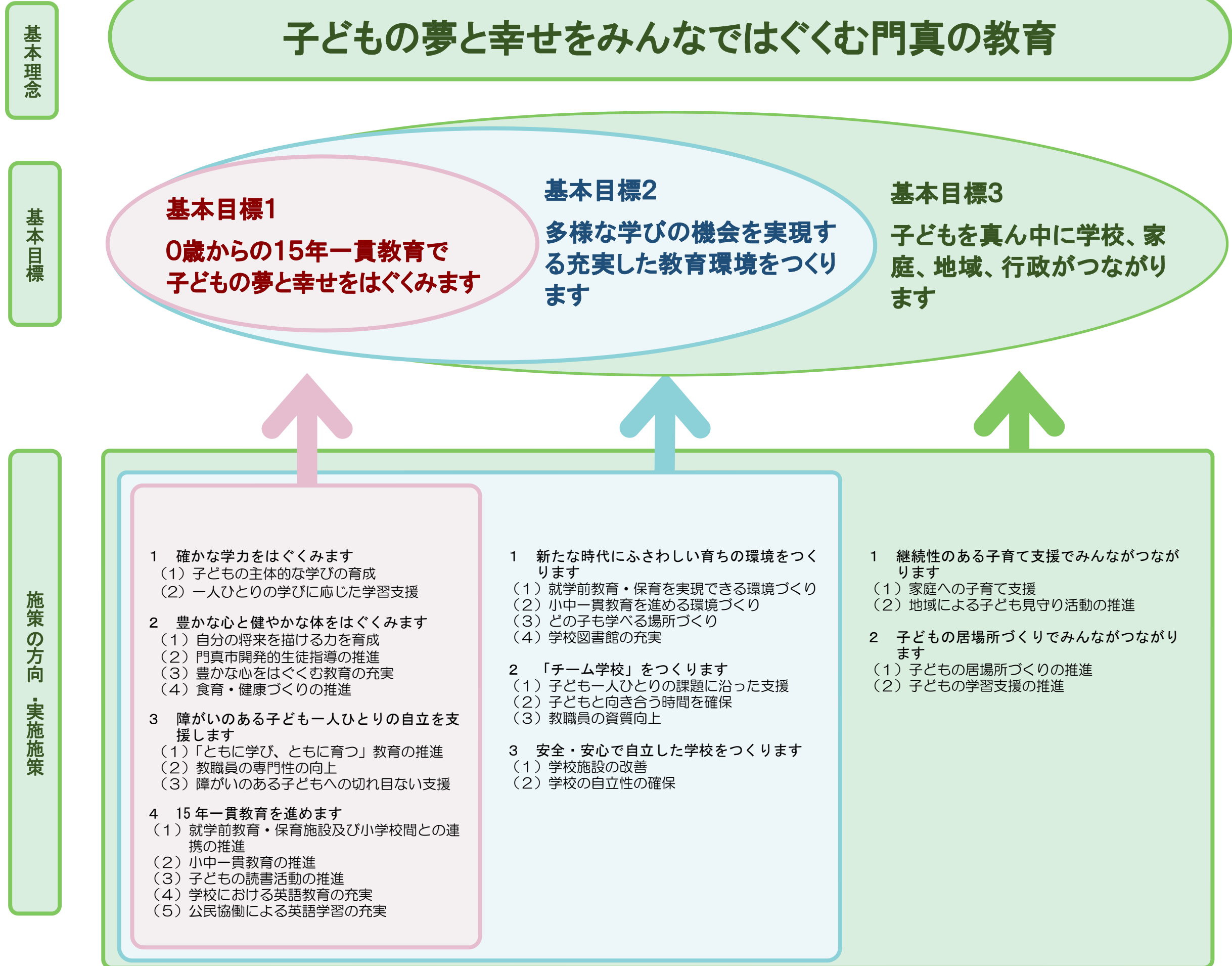
「子どもを真ん中に学校、家庭、地域、行政がつながります」

学校園は、保護者も含めた地域のさまざまな人たちの活動や目に見えない支援の中で、日常の教育活動を行っています。地域もまた、学校園の子どもたちのために活動を行うことで一つにまとまり、コミュニティが維持されているという面もあります。門真市の各地域で、このような子どもを中心としたつながりをさらに広げ、学校、家庭、地域、行政が子どもを真ん中にそれぞれの役割を果たしながら、絆やつながりを深め、協働を発展させ、きめ細やかに子どもや家庭を支えるとともに、協力して子どもが夢を持てるような場を創造していきます。

※7 SSW（スクールソーシャルワーカー） 問題行動等生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家。主に、子どもたちの生活環境の改善を働きかけるよう、学校とともに見立てと支援計画を立て、福祉関係機関等に働きかけ、課題解決を図る。

※8 SC（スクールカウンセラー） いじめや不登校、暴力行為等へきめ細やかな対応を図るため、児童・生徒の心のケア、保護者・教職員へのアドバイス等を行う臨床心理士。

3 計画の体系





第 3 章

施策の展開

第3章

施策の展開

<基本目標1>

「0歳からの15年一貫教育で子どもの夢と幸せをはぐくみます」

施策の方向1 確かな学力をはぐくみます

実施施策 (1) 子どもの主体的な学びの育成

現状と課題

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちには、困難を乗り越えようとする力、自ら学ぶ意欲や多様な人々と協働しながら探究し、未来を切り拓いていく態度を身につけていくことが求められています。本市においても、子どもたちが知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断して、行動することができ、課題を解決する資質や能力を身につけることが重要です。

今後の方向性

児童・生徒の理解を促進し、意欲的かつ主体的な学びを育むために、すべての子どもが認められる関係づくり^{※9}を基盤とした、すべての子どもがわかる授業づくりが大切です。

そのような授業を通して基礎的な知識・技能を確実に習得し、実生活や授業の中でそれらを活用しながら自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的、協働的に探究することができるよう、授業について一層の改善を図っていきます。

主な実施事業 (学校教育課)

- ① アクティブ・ラーニング^{※10}の推進
授業では、子どもが主体的な活動を通して「何をどのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視することが大切です。そのために、基礎・基本の充実とともに、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業、指導方法の充実を図ります。
- ② 門真市版授業スタンダード^{※5 P6}の改訂
活動的で、かつ深い学びのある授業の流れを示した、新たな「門真市版授業スタンダード」を作成します。新たな授業スタンダードに基づき、子どもの主体的な学びを進める授業力の育成をめざした教職員研修を実施します。
- ③ ICT^{※1 P1}機器の活用
子どもたちのICT活用能力の向上や携帯電話、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の利用も含めた情報モラルについて適切な理解を図るとともに、子どもが自ら興味を持てるような授業づくりに向けて、子どもたちがICT機器を効果的に活用した言語活動やグループ学習の充実を図ります。

※9 関係づくり 多様な個性・生活を持った子どもたちが、さまざまなかかわりの中で個性を磨き合い、互いの存在を尊重しながら信頼で結ばれた成長し合う関係をつくること。

※10 アクティブ・ラーニング 課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ能動的な学習。

現状と課題

すべての子どもたちに、より確かな学力の定着を図るために、一人ひとりの学びに応じたきめ細やかな学習指導を行う必要があります。

本市では、これまで府費負担の加配教員に加えて、市独自の学力向上支援員^{※11}、支援教育支援員^{※12}、35人学級実施のための任期付教員等を配置することにより、児童・生徒一人ひとりの学びに応じたきめ細やかな学習支援を行ってきました。また、小学校においては算数、中学校においては数学・英語を中心に習熟度別指導^{※13}、T・T（ティーム・ティーチング）^{※14}等、子どもたち個々に応じた指導の充実を図ってきました。今後は、さらに、一人ひとりのよりきめ細やかな学習状況を把握し、各学年で修得すべき内容の一層の定着を図ることが重要です。

今後の方向性

各小中学校において習熟度別指導、T・T等、個々の学びに応じた学習支援を実施しやすい授業形態について検討します。あわせて、市独自の加配配置について、これまでの効果を検証し、各加配の今後のあり方について検討します。また、全国学力・学習状況調査、門真市学習到達度調査結果等の資料を活用して、実証的に指導方法に関する効果を検証し、授業形態等の工夫改善のために活用していきます。また、学年や小中学校間で段差を生じさせないような学習評価の方法を検討し、評価の妥当性と信頼性を高めます。

主な実施事業 (学校教育課)

- ① 市独自の35人学級の継続（平成26年度より実施）●
児童・生徒一人ひとりに対してきめ細やかな教育を行い、より確かな学力の定着を図るため、引き続き小学校5・6年生及び中学校1年生において、35人学級編制を行います。
- ② 習熟度別指導等の効果的な実施●
児童・生徒が授業で学習した内容を確実に身につけ、学ぶ意欲や自尊感情を高めていけるよう、教科の特性や指導内容、児童・生徒の学習の定着状況を踏まえた、よりきめ細やかで効果的な習熟度別指導等の実施を図ります。
- ③ 全国学力・学習状況調査及び門真市学習到達度調査結果等の活用●
全国学力・学習状況調査、門真市学習到達度調査及び大阪府のチャレンジテスト等の結果を分析し、本市児童・生徒の学力状況を総合的に分析し、既存の各種学力向上対策の評価改善を図ります。

.....

※11 学力向上支援員 学校が学力向上のための組織体制を構築するため、担当者の授業軽減等を行う支援員。
 ※12 支援教育支援員 通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒を対象とした学習支援を行う職員のこと。
 ※13 習熟度別指導 児童・生徒の学習進度に応じた学習集団を編成し、一つの学習集団の人数を減らして学習する指導形態。
 ※14 T・T（ティーム・ティーチング） 複数の指導者が協力して行う授業方式。

施策の方向2 豊かな心と健やかな体をはぐくみます

実施施策 (1) 自分の将来を描ける力を育成

現状と課題

本市の児童・生徒は、多様な職業や考え方にふれる生活体験・社会体験等の機会が比較的少なく、職業選択の情報にふれたり、将来の職業について考えたりすることのないまま進路決定の時期を迎える子どもたちもいます。

小中学校では、それぞれの発達に応じて望ましい職業観・勤労観を育成するとともに自分の将来と結びつけて考える機会を持つ必要があります。そのような目標を実現するために、キャリア教育^{※15}を教育課程に位置づけて取組を進めている学校もいくつか見受けられますが、市内ではまだ少数にとどまっており、取組の内容も学校によって違いがあるのが現状です。

今後の方向性

児童・生徒がさまざまな課題に対して柔軟に対応し、未来を切り拓くための基盤となる自尊感情を醸成し、望ましい職業観・勤労観を育み、主体的に進路を選択して社会人として自立するために必要な基礎的資質・能力を育成します。そして、生涯にわたって学び続ける意欲の向上をめざし、教育活動全体を通じて系統的にキャリア教育を進めます。

主な実施事業 (学校教育課)

- ① 将来希望する職業に就くために必要な能力の育成 (キャリア教育の推進) ●
児童・生徒が教育活動全体を通して、職業に関する正確な知識や情報を学習した上で、夢や希望を持って将来の生き方や生活を考え、設計した将来に向けて、自らの意思と責任で進路・職業を選択・決定していきます。そのために児童・生徒の発達段階に応じた個々の課題を達成していく支援を行います。
- ② キャリア教育研修の実施 ●
各中学校区では、一貫教育課程研究委員会において小中学校が共通して「めざす子ども像」を策定しており、今後その中にキャリア教育の視点を盛り込み、各校区の状況に応じて小中学校において、引き続き、研鑽に努め、教職員間での実践の交流を推進します。
- ③ 職業についての学習の推進 ●
身近な地域である校区めぐりや社会見学、職場体験、ゲストティーチャーによる講話等、さまざまな職業に接する機会、職業を知る機会、職業について考える機会を設け、教育活動全体を通して望ましい職業観・勤労観の育成に努めます。
- ④ 進路選択支援事業の推進 ●
経済面等により進学が困難な生徒を対象として、すべての子どもたちが進路選択の機会を等しく持てるよう、専門相談員による進路選択支援事業を実施します。

※15 キャリア教育 一人ひとりの社会的・職業的自立にむけ、必要な能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

実施施策 (2) 門真市開発的生徒指導^{※2 P1}の推進

現状と課題

門真市の過去5年間の「小中学校における不登校・長欠児童・生徒の千人率」、「中学校における暴力行為千人率」は、国・府の平均を大きく超えて高い水準で推移しています。

各小中学校ではこれらの問題行動の解決に向けて粘り強い努力をしてきましたが、このような現状は一向に改善されない状況が続いています。そこで、従来の生徒指導のとらえ方を見直し、すべての児童・生徒の自己実現^{※16}を目的とする生徒指導への転換を図り、そのような取組を通して問題行動の減少を図ることを視野に入れ、新たに「門真市開発的生徒指導」と名付け、生徒指導を進めていくこととしました。

今後の方向性

すべての児童・生徒の自己実現を目的とし、その目的達成に向けて、学校には児童・生徒の自己指導能力^{※17}を育成し、社会性を身につけることができる生徒指導を推進します。そのための具体的手立てとして「信頼関係の構築と自尊感情の育成」「子どもの世界を広げる活動」「わかる・認められる授業」「安心して学べる学校と学校組織」「連携による多面的支援」の5つの観点をもとに本市の生徒指導改善を推進していきます。

主な実施事業 (学校教育課)

全小中学校において下記のテーマに基づき各小中学校の実態と要望に合った研修を行います。

- ① 信頼関係の構築と自尊感情の育成●
子どもの話を受容的、共感的に傾聴し、児童・生徒が自分の言動を自分自身で振り返ることができるように丁寧に支援を行います。
- ② 子どもの世界を広げる活動の充実●
児童・生徒が自ら企画・立案・実行する機会を設け、役割を果たし、他者から認められる体験をすることで共感的な人間関係をつくります。
- ③ わかる・認められる授業への改善●
児童・生徒が意欲的に学習に取り組めるよう、子どもたちが自己実現を図れるような場と機会を教師が意図的に設定するなど創意工夫のある指導を行います。
- ④ 安心して学べる学校と学校組織の編成●
子ども・保護者・教職員が納得できるルールづくりや問題行動に対する指導方法の明確化、関係者の共通理解を図り、組織的、計画的な生徒指導を行います。
- ⑤ 連携による多面的支援を実現する環境づくり●
校長を中心として教職員が連携する、カウンセラーやSSW^{※7 P11}等専門家との連携を図り、学校だけでは対応しきれない問題行動に対して関係機関と連携するなど、連携体制を確立させて多面的な支援を行います。

※16 自己実現 自己の内的欲求を社会生活において実現すること。単に自分の欲求や要求を実現するに留まらず集団や社会の一員として認められていくことを前提とした概念である。

※17 自己指導能力 日常のさまざまな場面で主体的に自己選択・自己決定し、実行する能力のこと。

実施施策 (3) 豊かな心をはぐくむ教育の充実

現状と課題

全国学力・学習状況調査や「豊かな人間性をはぐくむ取組推進事業」における児童・生徒アンケートによると、規範意識や自尊感情に関する項目について、本市の児童・生徒の肯定的な回答は、全国・府平均を下回っています。道徳的価値^{*18}について、子どもたちが一般的な意味を理解するだけでなく、多面的・多角的な視点から考えられるよう、発達段階を踏まえたあらゆる機会を通して、道徳性^{*19}を育むよう努める必要があります。

また、子どもたちは一人ひとりが異なる生活背景を持っています。とりわけ本市には諸外国につながりを持つ子どもたちも多く在籍しており、子どもたちがさまざまな文化、習慣、価値観等と出会うことで、それぞれの良さや違いを認め合い、尊敬の念を持って、ともに生きていこうとする豊かな人権感覚の育成が望まれます。

今後の方向性

道徳教育については、学習指導要領が改正され、「道徳の時間」が「道徳科」^{*20}となりました。年間35時間の道徳科の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて、児童・生徒の「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性」を養います。また、各小中学校の校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、全教職員が組織的な道徳教育を展開できるような体制づくりに努めます。

人権教育については、文部科学省による『人権教育の指導方法の在り方について』に基づき教育活動のあらゆる場面を通じて、豊かな人権感覚を持った児童・生徒を育む学校づくりを進めます。また、社会の変化とともに新たな人権課題が生起する中、自らの理解と認識を深め、教育実践を行う教職員を育成します。

主な実施事業 (学校教育課)

- ① 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実●
各小中学校の校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、学校全体で計画的、協働的な道徳科の指導体制を構築します。また、定期的に道徳教育推進教師連絡会を開催し、各小中学校での道徳教育の取組や実践の交流を行い、自尊感情（自己肯定感、自己有用感）や規範意識をより高める取組を推進します。
- ② 道徳の指導方法の研修、授業研究支援の充実●
改正された学習指導要領に則り、児童・生徒の発達段階を踏まえたさまざまな指導方法の研究を行い、授業づくり研修の実施や校内研究体制を支援します。また、教科化に伴う「児童・生徒の道徳性の評価」^{*21}についても研究を進めます。
- ③ 人権教育の充実●
同和問題をはじめとする人権諸課題についての正しい知識、自他の人権を尊重する態度と実践力を身につけた子どもの育成をめざし、門真市人権教育研究協議会や生涯学習課、人権女性政策課と連携しながら、研修や学習会を通して、教職員の人権意識や指導力の向上を図るとともに、各小中学校において人権教育教材集・資料や視聴覚教材等を活用した体験的な人権教育を進めます。

④ いじめ防止対策の推進

各小中学校において策定されているいじめ防止基本方針を基に、学校、家庭、地域が協力していじめ防止対策を推進します。個別のいじめについてアンケート等を実施する等、早期発見・早期対応を図るとともに、いじめを生み出す構造的な課題にも目を向け、いじめの未然防止をめざした組織的な取組を進め、すべての子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる学校づくりを進めます。

いじめが生じた場合には、いじめにあった子どものケアはもとより、いじめ行為に及んだ子どもの原因や背景を把握し、ケアにあたるなど、再発防止に努めます。また、すべての子どもたちが自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育み、豊かな人間関係を再構築できるよう、学校、家庭、地域等すべての関係者がいじめ問題の認識を深め、それぞれの役割を果たし、協働体制の中、一体となって取り組みます。

⑤ 情報モラル教育の充実

急速に変化するネット環境に対応するために、子どもたちが容易にいじめやトラブルに発展しかねないインターネット上のコミュニケーションの特性を理解し、ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報やプライバシー、人権侵害や著作権への対応などについてしっかりと学び、安全に携帯電話、スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用できるよう取組を充実していきます。あわせて、家庭でのルールづくりやフィルタリング設定についても、情報発信していきます。

⑥ 国際理解教育の推進

さまざまな文化的背景を持つ子どもたちが、自らのアイデンティティを保持し、大切にしながら、自分と異なる文化も尊重することをめざします。そのために「門真市在日外国人教育基本方針」に基づき、門真市在日外国人教育推進協議会とも連携しながら、多文化共生をめざした国際理解教育を推進します。また、諸外国につながりを持つ児童・生徒が、日本で生きていくための力を高められるよう、在籍校に対し、自立支援通訳者の派遣をはじめ、引き続き支援を行います。

⑦ 男女平等教育の推進

男女平等教育推進委員会や門真市教育研究会と連携した学習会や実践交流会等を通して、性別による社会的役割分担やセクシュアル・マイノリティに対する認識への問題に気づき、セクシュアル・ハラスメントを許さず、誰もが性別にかかわらず一人の人間として尊重され、個性と能力を発揮し、協力することができる学校づくりに取り組みます。

※18 **道徳的価値** 人としてよりよく生きるために、普遍的に大切にすべきと考えられること。

※19 **道徳性** 道徳的判断力（善悪を判断する能力）、道徳的心情（道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情）、道徳的实践意欲と態度（道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性）。

※20 **道徳科** 平成27年3月に学習指導要領が改訂され「道徳の時間」が「特別の教科 道徳（道徳科）」となった。検定教科書を導入し、平成30年度には小学校で、平成31年度には中学校で全面实施される。

※21 **道徳性の評価** 児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値等による評価は行わない。

実施施策 (4) 食育・健康づくりの推進

現状と課題

健康や食を取り巻く環境、食に対する価値観が大きく変化し、多様化しています。核家族化やライフスタイルの変化に伴い、家族と食卓を囲む機会の減少、朝食を摂らないなど食生活の乱れや肥満傾向の増加、過度の痩身等の課題が見られています。また、近年、食物アレルギーを持つ子どもが増加しています。

そのような中、本市の各小中学校においては「食に関する指導の全体計画」に基づき、栄養教職員を中心に教職員が連携・協力して、給食の時間における給食指導や各教科での食に関する指導等系統的、組織的な食育を推進しています。

また、本市では各小中学校において自校給食を実施しており、引き続き安全で安心な充実した給食の提供を行います。

今後の方向性

さまざまな食生活の課題を克服するためには、家庭との連携も大切です。授業公開や給食便り等を通して、食育の重要性を発信するとともに、家庭でも食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるように働きかけていきます。

安全で安心な充実した給食の提供を行っていくため、引き続き栄養教職員及び給食調理員の資質向上に努めます。また、食物アレルギーについて、栄養教職員、給食調理員並びにアレルギー担当教諭をはじめとする全教職員の知識を向上するとともに、全教職員が緊急時に対応できるよう、体制の強化に努めます。

主な実施事業 (学校教育課・教育総務課)

- ① 「食に関する指導の全体計画」の作成と食育の推進 ●
本市の子どもたちの食習慣や食生活の課題を明確にし、その課題の改善を学校及び家庭がめざすとともに、各小中学校において「食に関する指導の全体計画」に基づき系統的・組織的な食育を推進します。
また、教育委員会においても「朝ごはんレシピ集」の配布や「門真市学校給食選手権」の実施等家庭と連携した食育を進めます。
- ② 安全で安心な学校給食の提供 ●
栄養教職員及び給食調理員への衛生マニュアルや調理マニュアル、アレルギー対応マニュアルの遵守を指導、必要に応じて研修を実施し、児童・生徒へ安全で安心な給食の提供をしていきます。
また、食物アレルギーに対する知識の向上と緊急時に対応できるよう全教職員対象に研修を実施し、アレルギー事故の防止と万が一の事故発生時の適切な対応を徹底します。

施策の方向3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

実施施策 (1) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

現状と課題

本市では、支援を必要とする子どもの増加や必要な支援の多様化等に対応するため、支援学級の増設や通級教室の新設、支援教育支援員^{※12P14}の配置等多様な学びを可能とする環境づくりに努めてきました。このことにより、児童・生徒の将来の自立や社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を提供する体制づくりが進みました。

また、国においても、共生社会の実現に向けた「インクルーシブ教育システム^{※22}」の構築が明確に示される中、本市がこれまで進めてきた、「ともに学び、ともに育つ」ことを大切にしていた支援教育についても、引き続き充実させていくことが求められます。

今後の方向性

障害者権利条約の理念を踏まえ、障がいのある子どもが自尊感情を高め、その能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加や自立できるよう個々の教育的ニーズに的確に応え、多様で柔軟な取組を推進します。また、障がいのある子どもが、地域の同世代の子どもや人々との交流を通して地域での社会生活の基盤を形成し、地域社会の中で積極的に活動でき、豊かに生きていくことができるよう、「ともに学び、ともに育つ」教育^{※23}を推進していきます。

主な実施事業 (学校教育課)

① 「ともに学び、ともに育つ」学校づくりの推進

障がいのある子どもが、学校生活において多くの児童・生徒と交流し、認め合い、学び合うことを通して、すべての児童・生徒がお互いに基本的人権を有する個人であることを認識し、障がいの有無にかかわらず、ともに助け合い、学び合う気持ちや態度を養うために全小中学校で組織的にユニバーサルデザイン^{※24}に基づいた授業づくりや学級づくりに取り組みます。

② 通級指導教室^{※25}の拡充

学級には多様な発達課題のある子どもやさまざまな教育的支援が必要な子どもが増加しており、それぞれの子どもの特性に応じた必要な支援を受けられるよう、通級指導教室の拡充・推進を図ります。

※22 インクルーシブ教育システム 「インクルーシブ教育システム」は、広義にはすべての子どもたちの多様性が認められ、学校の一員として包まれ、お互いに支え合う関係の中で、孤立することなく学び育つことのできる教育システムを指すが、本計画では「障害者の権利に関する条約」(第24条)に基づいて、障がいのある者とない者が、個々の能力に応じて必要なサポートを受けながら、ともに学び合う教育という意味に限定して用いる。

※23 「ともに学び、ともに育つ」教育 障がいのある子どもを含めたすべての子どもが生活を通して仲間とつながり、支え合い、高め合うことをめざす教育。

※24 ユニバーサルデザイン 学力の優劣や発達障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが、楽しく「分かる・できる」ことをめざした、教科における工夫や、さまざまな子どもへの配慮、個に特化した配慮。

※25 通級指導教室 通級指導教室とは、支援学級とは別に通常の学級に在籍している発達障がい等の児童・生徒に対して、個々の状態に応じた指導を行う教室のこと。

実施施策 (2) 教職員の専門性の向上

現状と課題

本市は、障がいのある子どもの人権を尊重し、自立と社会参加をめざして一人ひとりの可能性を伸ばしていくために、総合的な支援体制を推進してきました。しかし、学校現場では経験豊富な教職員の退職に伴う教職経験の浅い教員の増加や、少子化に伴う学校の小規模化により1校あたりの教員数が減少し、支援教育に関する知識・技能を磨く機会やスキルの伝達ができにくい状況があります。

障がいの多様化への対応や学級に在籍する発達課題を持つ子どもへの適切な支援を行うため、すべての教職員に支援教育の専門性の向上が求められています。

今後の方向性

個々の教育的ニーズに応じた支援が校内委員会^{※26}を中心として適切に行われるよう、他機関との連絡・調整を担う支援教育コーディネーター^{※27}を各小中学校に配置するとともに、地域支援リーディングスタッフ^{※28}及び門真市リーディングチーム^{※29}等を活用し、支援教育コーディネーター、支援学級担任や支援教育支援員^{※12P14}への研修を実施し、支援教育の専門性の向上に努めます。

主な実施事業 (学校教育課)

① 支援教育研修の充実

「ともに学び、ともに育つ」教育^{※23P20}の充実に向け、障がいのある子どもの指導・支援等に関するさまざまな課題に対応できるよう、各小中学校と連携しながら研修内容を充実し、教職員の専門性の向上を図ります。

② 教育相談の推進

障がいのある子どもに対する指導を充実させるため、学校からの要望に応じ、地域支援リーディングスタッフ及び門真市リーディングチームと連携し、支援教育に関する専門的な指導に関する助言を行い、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

※26 校内委員会 支援コーディネーターを中心として、支援が必要な児童・生徒の実態把握を行い、学級担任をはじめ学校全体として個々の児童・生徒への指導や支援方策を具体化する会議のこと。

※27 支援教育コーディネーター 校内の支援を必要とする児童・生徒の状況把握、校内研修の企画・実施等を行い各小中学校における支援教育の推進を担う教員のこと。

※28 地域支援リーディングスタッフ 市内各小中学校へ教育相談・校内研修等を行う巡回相談員として、府立支援学校に配置された教員のこと。

※29 門真市リーディングチーム 各小中学校から発達障がい等の児童・生徒への支援要請に対して学校を訪問し、児童・生徒の様子を観察分析し、個々の児童・生徒に応じた適切な支援が行われるよう指導・助言するチーム。

現状と課題

障がいのある子どもの支援内容は、障がいの種別や個々の状況により複雑化することも多くかつ連続した支援が必要となる場合が多くあります。しかし、家庭環境の変化や就学前後をはじめとしたライフステージの変化、支援者の変更等、支援の一貫性が途切れることが懸念されています。そのため、支援者が、子ども一人ひとりの特性や障がいの状況等を十分に踏まえた上で、切れ目のない連続した支援を行うことが求められています。

今後の方向性

乳幼児期から学齢期に至るまで、子どもの通園先や通学先にかかわらず、一貫した支援が継続できるよう、支援者間での情報の共有や適切な引き継ぎに努めるとともに、こども発達支援センターを中核として、支援にかかわるすべての関係機関において、障がいのある子どもへの支援に関する課題を共有するなど、連携体制の強化に努めます。

障害者差別解消法^{※30}を踏まえ、障がいのあるすべての子どもが、その精神的及び身体的な能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人ひとりの障がいの特性を把握し、本人や保護者の教育的ニーズを踏まえた、きめ細やかな指導・支援を行うための環境を引き続き整備し、個別に必要とされる合理的配慮^{※31}の提供に努めていきます。

主な実施事業 (こども発達支援センター・学校教育課)

- ① 障がいのある子どもへの相談支援の実施
こども発達支援センターにおいて、障がいのある子どもについてその保護者や関係機関に対する相談支援を実施し、障がいの状況や家庭環境等を踏まえ、必要に応じて他機関や各種サービスの案内等のコーディネートを行います。
- ② 関係機関の連携強化
こども発達支援センターを中心として、保育所や幼稚園、小中学校、支援学校等の関係機関が連携を深め、ケース会議等を通じて、支援の連続性が確保できるネットワークの強化、充実に努めます。
- ③ 個別の教育支援計画^{※32}の作成・活用
障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな支援を行うために、乳幼児期から中学校卒業までを見通した一貫した支援が計画的、組織的に行われるよう個別の教育支援計画を作成し、効果的に活用するとともに、定期的に見直し、一人ひとりの学びに応じた学習支援の充実に努めます。

※30 障害者差別解消法 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」平成28年4月施行
すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として定められた法律。

※31 合理的配慮 障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行う事であり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。

※32 個別の教育支援計画 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて、就学前から中学校卒業まで一貫して計画的に教育や療育を行うため、教育、福祉、医療、労働等の連携のもとに、関係機関やさまざまなサービスを提供する人がかかわって、総合的かつ効果的に支援を行うためのもの。

施策の方向4 15年一貫教育を進めます

実施施策 (1) 就学前教育・保育施設及び小学校間との連携の推進

現状と課題

本市ではこれまで、小中学校に保育所、幼稚園を加えた保幼小中の連携をめざして、各教育・保育機関で子どもの育ちにかかわる情報交換や学習内容、指導方法等の交流、合同研修等を積み重ね、連携の必要性や相互の信頼感は共有されるようになりました。その一方で、就学前の子どもの豊かな育ちを総合的に充実させることを目的に据えた小学校と保育所、幼稚園などの就学前教育・保育施設の連携や、「小1プロブレム^{※33}」等の問題解決につながる就学前教育・保育施設から小学校への接続については、十分ではありません。

今後、就学前から義務教育段階までを切れ目なく一貫した方針のもとで子どもの育ちを支援していけるような仕組みが求められています。

今後の方向性

幼児教育は「生きる力」の基礎となる、人間としての土台を育てる教育であり、すべての子どもが質の高い幼児教育を受けることができる環境を整えることが重要です。そのために、本市が幼児教育・保育として重視したい内容を明確にするため、統一的なカリキュラムを作成することが大切です。また、小学校教育への円滑な接続を見据え、子どもの発達と学びの連続性を確保するために保育士、教員が相互に幼児期から児童期への発達の流れを理解しておく必要があります。

本市では、教育委員会にこども未来部、学校教育部が置かれているメリットを最大限に生かして、このような総合的で一貫した就学前から小学校につながる教育・保育の流れをつくっていきます。

主な実施事業 (保育幼稚園課・学校教育課)

- ① 就学前教育・保育共通カリキュラムの作成●
すべての場で育つ子どもたちに対して、乳幼児期に大切にしている基本的な心身の発達や学びを確保するとともに、円滑な小学校への接続を図るため、本市としての「めざす子ども像」や理念を検討し、本市共通のカリキュラムを作成します。
- ② 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との連携強化●
就学前教育・保育から小学校への円滑な接続を行えるよう、相互の情報交換や課題検討等の機会を通じて相互の連携を深めるとともに、幼児と児童の交流や移行期に配慮し、保幼小の接続を意識した教育内容を創造します。

※33 小1プロブレム 小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話を聞かないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。

実施施策 (2) 小中一貫教育の推進

現状と課題

子どもたちを取り巻く社会の状況が激しく変化する中、子どもたちが抱える課題が多様化、複雑化してきていることを受け、義務教育期間を中心とする学校種間の円滑な連携・接続が求められています。

また、「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成28年4月より施行されます。この改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする「義務教育学校^{※34}」の制度を創設するものです。

本市では、平成19年度に「門真市小中一貫推進プラン」の策定に始まり、その後「一貫教育課程研究委員会」を立ち上げるなど、就学前から義務教育修了までの育ちを見通した取組の企画や交流を重ねてきました。その結果、小中学校の教育内容や児童・生徒観の相互理解は大きく進んだものの、小中学校間の教育方法の違いや新しい人間関係等の環境の変化に起因する、いわゆる「中1ギャップ」^{※35}や教職員の「めざす子ども像」の統一等についてはまだまだ大きな課題となっています。

今後の方向性

学力向上をはじめとする本市の教育課題解決を図り、子どもの夢を実現するために、新たな小中一貫教育のあり方については、中学校進学によって新たな人間関係をスタートさせることや、小中学校の違いを自ら乗り越えるといった肯定的な側面にも配慮しながら、近年の教育内容の豊富化、教職員の多忙化、コミュニティのつながりが豊富な本市の地域特性等を踏まえ、9年間の系統的な教育課程や組織体制について検討し、一定の方向性を定めていきます。

主な実施事業 (学校教育課)

- ① 小中一貫カリキュラムの検討●
小中9年間のカリキュラム区分の弾力化等、学校種間の連携・接続を改善するための仕組み等について教科指導、生徒指導等の各領域に渡って検討していきます。
- ② 小中合同研修の実施●
小中合同研修会等において、児童・生徒の育ちや学習の系統性・連続性を保障するために学習内容や学習指導上の情報交換や協議等を行い、小中学校教職員の相互理解を深め、児童・生徒の学習指導・生徒指導の円滑な接続を図ります。
- ③ 学習評価方法の検討●
小中学校間で、児童・生徒への学習指導や評価の方法の段差を解消するため、教職員の相互理解を深めるとともに、系統的で妥当性のある評価方法を検討します。

※34 義務教育学校 学校教育法第1条に規定する「学校」（以下「1条校」という。）として、現行の小・中学校の課程に相当する課程を併せ持ち、義務教育として行われる普通教育を一貫して施す9年制の学校。（「学校教育法等の一部を改正する法律」平成28年度4月より施行）

※35 中1ギャップ 小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態。

実施施策 (3) 子どもの読書活動の推進

現状と課題

本市では平成20年3月に「子ども読書活動推進計画」を策定し、子ども読書活動の推進を図るため、さまざまな取組を行ってきました。しかし、年齢が上がるにつれ、1ヶ月に1冊も本を読まない人の割合が上昇し、読書離れが進む傾向にあることから、学校、家庭、地域、市立図書館等が相互に連携、協力し、補完し合い読書活動の推進を図る必要があります。

今後の方向性

学校、家庭、地域等と一体となって、子どもの読書環境の充実を図るため「広げよう読書の輪 育てようことばの力」をキーワードとする第2次子ども読書活動推進計画（平成28年3月策定）に基づき、子ども読書活動に深くかかわる学校、家庭、地域、市立図書館等がそれぞれ担うべき役割を果たすとともに、相互の連携や協力によって読書活動の推進に向けた取組をさらに充実します。

主な実施事業 (市立図書館・学校教育課)

- ① 家庭・地域における読書活動の推進●
ブックスタート事業を通して、保護者に対し、家庭での読み聞かせの大切さを発信します。また、市内の各中学校校区に設立予定の地域会議と読み聞かせボランティアが連携した地域ぐるみの読書活動を推進します。
- ② 市立図書館における読書活動の推進●
読書手帳の活用等、子どもの読書意欲を高める工夫を施すとともに、子どもの図書館ファン・サポーターづくりとして、子ども目線での市立図書館利用教育や「おすすめの一冊の紹介」等の活動を推進します。
- ③ 学校等との連携・協力の推進●
 - ア. 団体貸出の推進
学校に対して団体貸出の利用方法の周知に努めるとともに、市立図書館と学校とのスムーズな本の配送システムの確立をめざします。
 - イ. 学校訪問・市立図書館見学・出張おはなし会の推進
積極的に市立図書館職員・司書が学校に出向き、子どもたちに市立図書館の利用方法やおすすめの本の紹介、読み聞かせを行うことができる体制をつくります。また、ボランティアの協力のもと保育所・幼稚園などで出張おはなし会を開催します。
 - ウ. 司書教諭^{※36}・図書担当教諭^{※37}・学校図書館司書^{※38}と市立図書館司書の研修・交流の実施
読書活動の推進や学校図書館の運営・活用に関する研修の実施、情報交換、実践交流等を行い、司書教諭や図書担当教諭、学校図書館司書の資質向上に努めます。
 - エ. 児童・生徒の読書意欲を高める取組の実施
学校の授業や学校図書館を活用して、POP等を作成し、展示をします。また市立図書館のヤングアダルト向けの行事を活用してもらえよう働きかけます。

※36 司書教諭 学校図書館法により12学級以上の学校には必ず置かなければならないとされており、学校図書館の専門的職務を掌る。

※37 図書担当教諭 各小中学校における校務分掌上の役割

※38 学校図書館司書 平成26年度改正学校図書館法により、学校には司書教諭のほか学校司書を置くよう努めなければならないとされ、専ら学校図書館の職務に従事する。

実施施策 (4) 学校における英語教育の充実

現状と課題

グローバル化の進展の中、文部科学省はアジアの中でトップクラスの英語力をめざすとの方針のもと、中央教育審議会で審議されている次期学習指導要領では、小学3年生から外国語活動を実施し、小学5年生では英語を必修教科とし、中学校の英語授業も生徒の理解度に応じて、英語で行うことが検討されています。

本市では、大阪府チャレンジテスト（平成26年実施）の結果等により、生徒の英語力には、大きな課題があることが明らかになりました。この結果を受けて、中学校では英語力向上プロジェクトを立ち上げ、具体的な改善策の検討を行っています。今後、次期学習指導要領の実施を視野に入れた小学校英語への対応とあわせて、中学校英語の充実による小中学校の一貫した英語教育の構築が求められています。

今後の方向性

小学校においては、学習効果の高いICT^{*1P1}の活用も含めた必要な教材等を活用し、外国語活動支援員等のさらなる活用を検討するとともに、小学校教員の英語指導力を高め、小学校への英語の円滑な導入を図ります。

中学校においては、次のような対策を進めていきます。

- ① 英語教員の英語力・指導力の強化
- ② CAN-DO^{*39}形式で学習到達目標を設定し、英語4技能を重視した授業改善
- ③ 外部資格試験等を活用し、生徒の英語力について、その達成状況を把握・検証

主な実施事業 (学校教育課)

① 小学校英語の充実

中学年から週1～2コマ程度、「外国語活動」を開始し、音声に慣れ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養います。高学年では、身近なことについて基本的な表現によって「聞く」「話す」に加えて「読む」「書く」力の育成を図るために、フォニックス^{*40}等の手法の導入を検討し、コミュニケーション能力の基礎を養います。あわせて、小学校英語教員研修を実施します。

② 中学校英語の充実

英語の題材や言語材料に生徒が関心を持てるよう、実際のコミュニケーションの場面を用い、自分の考えを話し、書くことを授業で行います。

英語学習では、失敗をおそれず、積極的に英語を使おうとする態度を育成することが重要であり、互いの考えや気持ちを英語で伝え合う言語活動を中心とする授業を行うために、中学校においても、授業を英語で行うことが可能となるよう、英語教員が英語力をさらに向上できる研修を実施します。

※39 CAN-DO 英語4技能を通じて「英語を使って何ができるようになるか」という観点からみた、英語教育の具体的な学習到達目標のこと。

※40 フォニックス 英語において、綴り字と発音との間に規則性を明示し、正しい読み方の学習を容易にさせる方法

現状と課題

本市では、地域の子どもたちを対象とする英語塾が市内各地にあり、市としても現在3会場において小学校4年生から6年生を対象に前期後期それぞれ10回ずつ子ども英会話講座「KEIK」^{※41}を開設しています。市民の英語に対する潜在的なニーズは高いものと思われませんが、「KEIK」の平成26年度の参加者数は、定員120名に対して96名（参加率80%）でした。しかしながら、本市の児童数から考えると参加率は高いとは言えず、保護者や児童に英語学習について、積極的に働きかけていく必要があります。

また、中学生を対象とした英語プレゼンテーションコンテストを実施し、優秀者をオーストラリアへ語学研修派遣する「めざせ世界へはばたけ事業」を毎年実施しています。平成27年度の応募者は747人に上り、事業開始以来5年を経て、中学生の間にも浸透してきました。

また、オーストラリアに派遣された生徒は、英語力だけでなく日本とは異なる文化を体験することで大きく成長し、そのような体験が周りの生徒にも良い影響を与えるなど波及効果も見られます。

今後の方向性

英会話講座「KEIK」については、一層のPRによる市民ニーズの掘り起こしや目標を明確にした「KEIK」の運営や指導内容の改善を図る必要があります。また「KEIK」で始め「英語プレゼンテーションコンテスト」をめざす、というような事業間のつながりを重視し、英語にふれる機会を増やし、英語を学ぶ意欲を高めるような環境づくりを進めることも重要です。また、学校での英語教育との連携を図り、相互に事業効果の拡大を図ります。

主な実施事業 (生涯学習課・学校教育課)

- ① 子ども英会話講座「KEIK」の充実 ●
平成28年度から指定管理者制度を活用した事業形態に変更し、民間のノウハウを生かしたこれまで以上に内容の充実した取組により、参加者数の増加を図っていきます。
- ② 「めざせ世界へはばたけ事業」の充実 ●
本市教育委員会と教育連携協定を締結する関西外国語大学との協働により、英語プレゼンテーションコンテストを開催するとともに、コンテストで優秀な成績をおさめた生徒を対象に中学生海外派遣研修を引き続き実施します。
- ③ 小中学校英語教育との連携 ●
学校を通して「KEIK」、「めざせ世界へはばたけ事業」の一層の周知を図るとともに教職員の参加等により、学校における英語教育との連携を深めます。

※41 KEIK Kids' English In Kadoma の略

＜基本目標2＞

「多様な学びの機会を実現する充実した教育環境をつくります」

施策の方向1 新たな時代にふさわしい育ちの環境をつくります

実施施策 (1) 就学前教育・保育を実現できる環境づくり

現状と課題

乳幼児期は、子どもの心身の健やかな育ちや人格形成のための重要な時期であり、この時期の教育・保育を重点的に行うことが子どもの育ちを大きく左右します。

一方で、乳幼児期の教育・保育を提供する選択肢は、これまで保護者の就労状況により幼稚園での幼児教育、または保育所での保育のどちらかであったものが、平成27年4月より施行された子ども・子育て支援新制度^{※42}において、幼児期の教育・保育の質の向上を目的とした幼児教育・保育を総合的に提供する認定こども園^{※43}の促進策が講じられたところです。本市においても、新制度への対応が求められるとともに、将来を担う子どもが健やかに育つための質の高い幼児期の教育・保育を提供することが重要です。

今後の方向性

子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、本市においても、認定こども園が保護者の就労の有無にかかわらず、新たな選択肢として利用できる施設として位置づけていきます。幼児教育・保育を総合的かつ一体的に提供することにより、0歳児から小学校就学前までの子どもの発達や学びの連続性を確保しつつ、集団活動や異年齢の交流を通じた心身の育成を図る施設として「門真市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、公私立問わず認定こども園の普及を促進します。

主な実施事業 (こども政策課)

① 公立認定こども園の整備

門真市立南幼稚園及び門真市立南保育園の老朽化による建て替えを契機に平成30年度の開設を目途とした認定こども園の整備等を推進します。

② 認定こども園の普及

私立幼稚園及び私立保育所に対して、認定こども園に関する制度の周知を図るとともに、施設整備補助を通じた認定こども園への移行促進を行います。

※42 子ども・子育て支援新制度 平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。

※43 認定こども園 教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

実施施策 (2) 小中一貫教育を進める環境づくり

現状と課題

国においては、小中学校9年間を一体的に教育する「義務教育学校^{*34P24}」が平成28年4月から制度化され、施設分離型小中一貫校を含めた義務教育のあり方についてさまざまな形が検討されています。本市では、これまでも中学校区ごとの「中学校区小中一貫教育推進協議会」や市教委主催の「一貫教育課程研究委員会」を中心に、合同研修会や交流会等を実施し、校区の子どもたちの実態に応じた小中一貫教育の推進を図ってきました。一方、全国的な少子化の流れの中で、本市でも、今後5年間で小学生約1,030人、中学生約470人の減少が見込まれており、標準学級数(12学級~18学級)を下回る小学校が増加する見込みです。

このような現状を踏まえた小中一貫教育と学校環境のあり方について検討が急務となっています。

今後の方向性

今後の小中一貫教育については、本市の児童・生徒数の減少を新しい教育を構想する好機と捉え、国の義務教育学校制度や先進地域の事例等を踏まえて、学力向上をはじめとするさまざまな本市児童・生徒の教育課題に向けて、小中一貫教育の系統的な教育課程の創造とあわせて、そのような教育を効果的に実現できる充実した施設環境の整備に向けて、今後のあり方を検討します。

また、小中一貫教育を進める教職員配置等の人事体制についても、国の教員免許制度等の動向を注視しながら研究を進めます。

主な実施事業 (教育総務課・学校教育課)

- ① 小中一貫教育に適した学校施設のあり方について検討 ●
現行の小中一貫教育をさらに進める観点から、国が示す「義務教育学校」の施設分離型、施設一体型等の学校施設を研究し、さまざまな観点から評価する中で、児童・生徒にとってより良い教育環境になるよう学校のあり方を検討し、既存の学校施設の有効活用や新設も含めた今後の学校施設のあり方について検討します。
- ② 小中学校の人事交流 ●
現在、実施している「小・中学校間いきいきスクール」等による教員の小中学校兼務を引き続き実施するとともに、小中学校種間の人事異動を積極的に行い、児童・生徒観の違いや小中学校での授業スタイルの違いなど、小中学校の教職員間にある段差の解消を図っていきます。

現状と課題

本市の不登校^{※44}児童・生徒数は、依然として高い水準で推移しており、この傾向は全国においても同様です。不登校の背景には、本人・家庭・学校にかかわるさまざまな要因が複雑に絡み合っている場合が多く、近年では、家庭の孤立化による保護者の子育ての不安や自信喪失、また経済的理由によって保護者自身にゆとりがない状況の中で、虐待や放任に至るケースも生じており、これらも不登校の背景となっています。そのような状況にある児童・生徒が不登校状態を継続すれば、学習の遅れや生活リズムの乱れによりますます学校に復帰しづらくなることが多く、解決が困難となる児童・生徒もいます。

これまでSC^{※8 P11}や適応指導教室「かがやき」、不登校学生フレンドを活用し、相談活動や基礎学力の補充に努めてきましたが、解決に至る場合は限られています。あらためて不登校を「問題行動」としてではなく、多様な要因・背景により結果として不登校になっている状態と捉え、個々の児童・生徒の不登校の背景を把握し、丁寧にその要因を探りながら、必要な支援をしていくことを基本的なアプローチとして、教職員の共通理解を図りながら取り組むことが求められています。

今後の方向性

不登校の解決の目標は、児童・生徒が学校に復帰することだけではなく、精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるように支援することであり、最終的に児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立を果たすことをめざすことです。そのために、教育センターの適応指導教室「かがやき」や学校内適応指導教室を活用して、児童・生徒が自立に至るまでの居場所づくりを進めます。また、「門真市開発的生徒指導^{※2 P1}」の理念に基づいて、受容と共感を基本とし、児童・生徒に接することで、すべての児童・生徒の自尊感情の育成や社会的自立を図る取組を進める中で、不登校が起こりにくい学校づくりを進めます。

主な実施事業 (学校教育課)

- ① 学校内適応指導教室の充実●
学校内適応指導教室は、教室へ入れない児童・生徒にとって、学校における居場所として重要であり、教室への復帰の足掛かりともなります。児童・生徒や保護者のニーズに合う居場所づくりを推進するとともに、学校全体で子どもを支える校内の協力体制の整備を図ります。
- ② 適応指導教室「かがやき」の充実●
現在、本市教育センターに置かれている適応指導教室「かがやき」は、不登校児童・生徒の個別の状況に応じて、集団生活への適応、基礎学力の補充等の事業を行っています。活動時間が午前中の2時間であるため、今後、児童・生徒や保護者のニーズを把握する中で時間延長や活動スタイルの改善を図ります。

※44 不登校 何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により年間30日以上登校できない、登校しない状況にあること。

実施施策 (4) 学校図書館の充実

現状と課題

学校図書館の整備等による課題改善をめざして平成 25 年度から学校図書館司書^{※38 P25}を配置しています。配置校においては年間貸出冊数が 1,000 冊以上増加、また学校図書館の利用時間の増加等の効果が見られます。

このことから、学校図書館施設の整備や蔵書を充実させ、読書環境を整えることによって児童・生徒が読書への興味関心を高め、ひいては国語力の育成等にも資するものであります。現在、学校の状況に応じて、市内 8 校に学校図書館司書を配置していますが、未配置校の条件整備を進めるなどの対策が求められています。

今後の方向性

学校図書館を機能させ、児童・生徒の本や読書に対する興味・関心を高めるために、引き続き学校図書館司書を配置していきます。また、学校図書館が児童・生徒の読書活動の拠点となるような環境整備を行うとともに、「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の 3 つの機能を強めるため、司書教諭^{※36 P25}や図書担当教諭^{※37 P25}の資質向上を図りながら、市立図書館との連携を深めます。

主な実施事業 (学校教育課・市立図書館)

- ① 学校図書館の蔵書の充実及び整備の推進●
司書教諭や図書担当教諭、学校図書館司書も活用しながら蔵書の点検、整理・廃棄、選書を各小中学校で積極的に実施し、児童・生徒の興味・関心を高める蔵書の充実に努めます。
本の装備作業や配架作業を工夫して行い、児童・生徒が使いやすい学校図書館整備に努めるとともに、情報化社会に対応できるような機能も持たせていきます。
- ② 読書に親しむ機会の充実●
朝読書等の全校一斉読書や読書週間等を実施し、読書活動の推進を図ります。また PTA や地域、ボランティアと連携しながら、児童・生徒への読み聞かせやブックトーク（本の紹介）、マイブックの取組等、読書に親しむ活動の充実を図ります。
- ③ 学校図書館司書配置の推進●
学校図書館司書をさらに活用し、学校図書館の充実を図り、本や読書に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む読書活動や「読書センター」として機能させていきます。
- ④ 市立図書館との連携・協力の推進●
市立図書館職員・司書による学校訪問を行うとともに、市立図書館司書と司書教諭、図書担当教諭、学校図書館司書と読書活動の推進や学校図書館の運営・活用に関する研修や交流を行います。また、児童・生徒の読書意欲を高める取組を実施します。

施策の方向2 「チーム学校」をつくります

実施施策 (1) 子ども一人ひとりの課題に沿った支援

現状と課題

近年、生徒指導上の課題等、児童・生徒の課題は複雑化、困難化し、教職員が個々の児童・生徒の状況に応じた多様な視点とともに個別の対応を求められるケースが増えています。

また、児童・生徒が主体的・協働的に学ぶ新しい授業の開発や小学校の英語等新たな教育課題も予定されており、今後、学校や教職員に求められる役割はますます大きくなっていくものと考えられます。

本市では、背景に家庭の貧困等の課題がある子どもの割合が比較的高く、そのことによって子どもが心理的、身体的に安定した状態で学校生活を送ることが困難となる事例も見受けられます。教職員は、そのような子どもたちが落ち着いて授業を受け、友だちとの人間関係を築くために、相談活動や保護者への対応に多くの力を注いでいます。

また、教職員が子どもや保護者の相談活動を行うことは重要ですが、複雑化・困難化する子どもや家庭の課題に対して、これまでの教育的観点からだけでは十分対応できず、そのことが新たな問題となるといった状況も生じているため、地域やその他関係機関等との連携に基づく支援もこれまで以上に必要となっています。

今後の方向性

児童・生徒、保護者の課題に対して、学校や教職員が積極的に心理や福祉等の専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことが重要です。

そのための校内体制を整備し、課題に応じてSSW^{*7 P11}等の専門家が参加するケース会議を起点としながら、福祉的な視点を含めた多方面からの子ども、家庭の分析をもとに、具体的な対策を関係機関とともに進めていく必要があります。そのことを通して、学校ができることや果たす役割を明確にし、責任を持って進める中で、教職員が学校での一元的な子どもの見方から、多様性を受容し、承認する子ども観へと転換を進めることも重要です。そのために、学校教育課の子ども悩み相談サポートチーム(カウンセラー、SSW、校長OB等)を窓口として、保護者、児童・生徒の相談を受け、学校を支援します。

主な実施事業 (学校教育課)

- ① 子ども悩み相談サポートチームの充実●
不登校傾向や暴力行為等の問題行動等の課題を持つ児童・生徒やいじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して、カウンセラーが継続的にカウンセリングを行える体制を整備します。
- ② 学校のケース会議の支援●
SC^{*8 P11}やSSW等の専門家を活用し、関係機関等とも連携を図り、学校でケース会議を推進することを通して、子ども一人ひとりの課題に沿った支援を行い、問題の解決にあたります。

実施施策 (2) 子どもと向き合う時間を確保

現状と課題

過去の国際的な調査等でも示されているように、日本の教員の業務量は比較的多く、その内容も生徒指導から保護者の相談まで多岐にわたります。また、本市でも平成24年に「教職員の業務に関するアンケート調査」を実施し、平日時間外に2時間以上業務を行っている教職員の割合が76%に上るなど、教職員の多忙化の実態が明らかになっています。

このような状況の改善をめざして、各小中学校に対して、効率的な学校運営のための学校組織モデルプランの提示や加配人材の配置等を行ってきたところです。さらに、平成27年7月には文科省も「学校現場における業務改善のためのガイドライン」を公表し、教職員が児童・生徒と向き合う時間の確保をめざし、さまざまな観点から業務改善の提言を行っています。次期学習指導要領の小学校英語や子どもの貧困対策における学校の役割等、学校に対する期待がますます大きくなっており、教職員の多忙化解消のために具体的な多忙化要因を分析する中でより実効ある対策が求められています。

今後の方向性

学校のマネジメント機能強化をめざし、より効率的な学校組織の編成や業務の精選等に向けた取組を進めるとともに、首席の積極的な配置やその他の府の加配人材の確保を進めることでより組織的・機動的な体制づくりを推進します。

また、専門家や地域人材等が学校に積極的にかかわることができるよう、関係機関との連携や地域との協働をさらに進め、学校をサポートします。

主な実施事業 (学校教育課)

- ① 学校組織の改善●
各小中学校の校務分掌に分掌リーダーを明確に位置づけるとともに、企画会議^{※45}の活用を図り、効率的な組織改善を進めます。特に学校運営の要として教務主任や首席の果たす役割が大きいことから、教務主任・首席研修の充実を図ります。
- ② 学校支援の効果的活用●
スクールアドバイザーや子ども悩み相談チーム等の学校支援をより効果的に活用するため、各小中学校のニーズに応じた研修やケース会議をコーディネートし、問題の解決を支援します。また、そのような活動を通して各福祉機関等との連携を深め、教職員が福祉的な観点からの子ども・保護者の理解を進め、保護者相談等の習熟を図ります。
- ③ 学校の負担軽減●
教育委員会等の各種調査や研修等について、内容の精選と実施形態の改善を図り、学校の負担軽減につなげます。

※45 企画会議 校長が主催する首席・教務主任、各分掌リーダーによる会議。一般的には、さまざまな立場から迅速かつ効率的な議論を行い、校務に関する議題を整理し、方向性を示すことを目的としている。

実施施策 (3) 教職員の資質向上

現状と課題

教職員に求められる能力は、授業力を中心として、生徒指導に関する力、学校運営に関する力、同僚や保護者とのコミュニケーション力等多岐にわたります。本市では、これまでも各小中学校での研究を推進するとともに、市教委主催研修において「授業づくり」を中心とした研修を実施してきました。

また、生徒指導力の育成についても学校のニーズに応じたオーダーメイド研修^{※46}を実施し新しい門真市開発的生徒指導^{※2 P1}に沿った力量形成を図っています。

さらに、本市でも教職員の世代交代が進む中、経験年数10年未満の教職員が全体の5割以上を占めており、学校運営に関するマネジメント能力についても中堅層の確実な育成が重要なテーマとなっています。

今後の方向性

教員に求められる資質は多岐にわたるため、教育委員会のさまざまな所管において関連する研修を実施するなど、教員の資質能力の育成を行っている実情があります。

今後は、教職員が必要な時期に必要な研修を受けることができるように各研修を一体的に管理し、教職員のライフステージを見通して総合的・計画的に実施していきます。

その中でも、授業力の育成については、経験年数の少ない教職員が早期に一定水準の力を身につけることができるよう、次期学習指導要領を視野に入れた教科に関する研修を重点的に実施していきます。また、研究授業等の際には指導主事による学校訪問を実施し、各小中学校の課題や研究テーマに沿った指導助言を行うことで、各小中学校の研究体制支援を推進するとともに研究指定校制度についても継続して実施していきます。

主な実施事業 (学校教育課・市教育センター)

① 授業力の向上

経験年数や職務に応じた研修や「子ども主体の授業づくり」に重点をおいた研修を実施し、教職員の授業力の向上を図ります。また、新たな授業スタンダード^{※5 P6}やアクティブ・ラーニング^{※10 P13}を取り入れた授業等の指導方法についての研究を推進します。

② 教職員のキャリアステージ^{※47}に応じた人材育成

教職員のキャリアに応じて必要となる資質能力を整理し、その育成に向けた研修等の実施を総合的かつ計画的に推進するため、教職員の人材育成指標を作成するとともに、教育委員会で実施する研修をキャリアステージに位置づけ、示すことで研修に対する教職員の目標を明確にし、キャリアアップの意欲を向上させます。

※46 オーダーメイド研修 学校が抱えるさまざまな課題に対応するために学校のニーズを取り入れた内容や形態で実施する研修。

※47 キャリアステージ 初任者、ミドルリーダー、リーダー等、組織内における役割分担のレベルを示す考え方。

施策の方向3 安全・安心で自立した学校をつくります

実施施策 (1) 学校施設の改善

現状と課題

平成24年度に、市内すべての小中学校の耐震改修が完了し、構造部材等の地震に対する安全対策は完了しました。その一方で、昭和40年代後半に急増した学校は、築40年以上を迎え、老朽化した学校施設が数多くあります。そのような学校の中には、今日的な学習内容・学習形態に対応しにくい施設も生じており、これまで、老朽化の程度によって優先性の高い学校から順次大規模改造を行ってきました。しかし、今後の学校施設の老朽化対策については、児童・生徒数の減少傾向が続いている本市の状況や公共施設等総合管理計画^{※48}等を踏まえ、市の財政負担も考慮しながら、大規模改造に加えて、本市の子どもたちにとってより良い教育環境を実現する新たな考え方についても、検討する必要があります。

今後の方向性

良好な学習環境を保つために、学校との連絡体制を密にし、必要な修繕等については迅速に対応し、児童・生徒の学習に支障をきたすことのないように努めます。また、国の老朽化対策等を活用し、トイレや教室等部分的な改修についても計画的に行っていきます。今後の抜本的な学校施設の改修を視野に入れて、総合的で計画的な本市の学校施設のあり方を検討します。

主な実施事業 (教育総務課)

- ① 校舎長寿命化の実現●
学校校舎の築年数や老朽化している学校の状況を総合的に調査するとともに、将来を見据えた本市の今後の学校や学習内容のあり方に合わせた学校施設を構想しつつ、それを元に総合的で計画的な学校施設の改善計画や部分的な改修計画等を作成し、校舎の長寿命化を図り、安全で安心はもとより児童・生徒にとってより良い教育環境を実現します。

- ② 安全で安心な教育環境の確保●
児童・生徒にとって安全で安心な教育環境を保つために、学校との連絡を密にしながら校舎施設の状況を把握し、必要な修繕を迅速に行い、学校施設の環境を良好に保ちます。

※48 公共施設等総合管理計画 すべての公共施設等の現状と課題を整理し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、将来の財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設の最適配置を行うため、本市では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に向け、平成28年度末までに「門真市公共施設等総合管理計画」の策定をめざしている。

実施施策 (2) 学校の自立性の確保

現状と課題

各小中学校ではさまざまな教育課題の解決にあたって、校区や児童・生徒の状況を踏まえて優先する課題や解決に向けたアプローチの方法を工夫し、取組を進めています。

また、教育委員会ではこれまで、研究指定校の指定をはじめとするさまざまな事業を通じて、学校がそれぞれの課題に応じた教育活動を主体的に実施できるように支援を行ってきました。

しかし、実際には学校が独自に工夫して教育活動を行える範囲は限られています。校区や学校の特徴を生かした学校の特色づくりを進めるためには、これまで以上に学校自らが工夫を凝らし、地域や子どもの課題に応じた教育を創造する必要がある、そのことを可能とするために、校長を中心として学校裁量で決定できる範囲を広げることが求められています。

今後の方向性

校長がリーダーシップを発揮し、特色ある学校づくりができるように、今まで以上に学校予算の柔軟な執行や、必要な人材を確保できるような制度改善をめざします。

主な実施事業 (教育総務課・学校教育課)

① 学校予算の裁量権の拡充

児童・生徒の学びを豊かなものとするために、学校教育の多様化・弾力化が進められる中で、これまで以上に創意工夫を凝らした教育活動を推進するために、予算の学校裁量権限を拡大し、各小中学校の教育活動に対応した予算を主体的に編成する仕組みを構築していきます。

② 学校の教職員人事の弾力化にむけた調査・研究

校長が自らの学校経営方針を具現化するために、校内人事については校長の責任と権限で行い、必要な人材を確保するために、適切な人事配置が行えるよう人事異動の弾力化を図るとともに、システム構築についての調査・研究を進めます。

③ 効率的な事務体制の構築

人的管理、施設管理、渉外等の学校事務を整理するとともに、管理職、首席、事務職員等の役割を明確にし、学校内の事務処理の効率化をめざした学校事務の共同実施等を通じ、教員の事務負担の軽減を図り、学校裁量の拡大を可能とする事務遂行体制について検討します。

＜基本目標3＞

「子どもを真ん中に学校、家庭、地域、行政がつながります」

施策の方向1 継続性のある子育て支援でみんながつながります

実施施策 (1) 家庭への子育て支援

現状と課題

ひとり親家庭や核家族化等の家族形態の変化により、保護者の育児状況が孤立したものとなり、保護者にとって身近な相談者が減少しているのが現状です。そのような背景を踏まえ、保護者が利用しやすく、気軽に相談できるよう、さまざまな機会を捉え、相談に応じることで保護者のニーズを的確に把握し、必要な支援の提供を通して保護者自身の自尊感情を高めるとともに、子どもたちが健全に育成される環境づくりをめざすことが重要な課題となっています。

また、学校での児童・生徒に関する問題の背景には、家庭や保護者に課題があるケースも多くその対応の際には、児童・生徒だけでなく保護者への支援が必要な場合も多く、見受けられます。そのような支援には、保護者に寄り添ったきめ細やかな対応が必要であるため、学校を一つの窓口としながら各機関が連携した相談活動による家庭支援が求められています。

今後の方向性

各機関が相談体制の充実を図り、保護者が気軽に相談できる環境づくりに努めます。

また、さまざまな相談に対応するため、保育所、幼稚園、学校等の機関が保護者のニーズを的確に把握し、適切な支援につなげるとともに、関係機関が密に連携し、支援体制の構築を図ります。

主な実施事業 (学校教育課・子育て支援課)

- ① 子育て支援体制の充実●
あらゆる相談に対応するため、専門性の高いスーパーバイザー^{※49}を配置し、指導・助言を行うことで相談員の資質の向上を図り、支援体制の充実に努めます。
- ② 子育て相談の充実●
0～18歳未満のあらゆる相談に応じる中で、悩みや相談に傾聴し、必要な関係機関と連携し、適切な支援を行います。
- ③ 相談機関等の連携強化●
大阪府中央子ども家庭センターや、家庭児童相談センター、教育・保育に携わる機関等が継続性のある子育て支援を行うため、相談者のニーズを把握するとともに、各相談機関がお互いの活動内容を十分理解し、適切な相談機関に引き継ぐなど、連携強化を図ります。

※49 スーパーバイザー より効果的な支援を行うために、専門性の高い指導・助言を行う者。

実施施策 (2) 地域による子どもの見守り活動の推進

現状と課題

近年、子どもが巻き込まれる交通事故や子どもをねらう犯罪が多発しています。

児童・生徒が安心して学校に通うことができるように、本市では交通専従員の配置や「子ども安全見守り活動」として、地域の方々の協力のもと、小学校区を中心に児童の登下校の見守りを実施している「キッズサポーター」や警察OB等の方による児童の下校時の巡回を実施する「スクールガードリーダー」等の取組を行っています。また、「子ども110番の家」や青少年健全育成関係団体で構成される門真市少年補導活動ネットワークによる夜間パトロール等も実施し、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守る活動を進めております。

このように、地域の方々の協力のもと、子どもの見守り活動を行っておりますが活動者の人材の確保が課題となっています。

今後の方向性

学校、家庭、地域のボランティア等、さまざまな人たちが協力して、子どもたちを見守ることで、学校、家庭、地域がつながり、互いの信頼関係を構築でき、地域の子どもは地域で守り育てる意識を醸成し、地域力を高めることでより一層子どもたちが安全に暮らせるように努めます。

主な実施事業 (学校教育課・生涯学習課)

① 交通専従員の配置

小学校の通学路での児童の安全を確保するために、交通量が激しく、通学の際に危険性の高い箇所や信号機等の交通安全施設が十分でない箇所等に交通専従員を配置し、引き続き児童の登下校時の安全確保に努めます。

② 子どもの登下校時の見守り活動の充実

「子どもの安全見守り事業」は登下校時の安全確保のため、「キッズサポーター」「青色防犯パトロール」「スクールガードリーダー」の3つの見守り活動を行います。

まず、「キッズサポーター」は、小学校14校区の通学路でボランティアによる見せる防犯を行います。「青色防犯パトロール」は、青色回転灯を搭載した公用車で「子どもの安全啓発テープ」を併用し、職員による安全見守り活動を実施します。「スクールガードリーダー」は、警察官OB3名が学校と連携し、下校時の通学路の巡回を行い、児童の安全確保に努めます。また、引き続き地域や関係団体との連携や協力により人材を確保できるよう努めていきます。

③ 子どもの安全、安心な生活環境の確保

「子ども110番の家」や青少年健全育成関係団体で構成される門真市少年補導活動ネットワークによる夜間パトロール等を引き続き実施し、子どもたちの健全育成に努めます。

施策の方向2 子どもの居場所づくりでみんながつながります

実施施策 (1) 子どもの居場所づくりの推進

現状と課題

本市の家庭や子どもたちは、都市化の進展による遊び場環境の喪失や人間関係の希薄化、経済的格差の拡大による貧困問題の深刻化、また、情報機器の普及によってさまざまな影響を受けています。そのような中、家庭についても子どもを育む場所という定式的な理解だけでは捉えきれない虐待等の問題も生起する一方、学校においても児童・生徒の不登校等の問題が拡大しています。

虐待、不登校等の問題等が大きい本市においては、放課後に限らず、どの子も多様な体験・活動を行いながら自尊感情を育み、安全・安心に過ごすことができる居場所を確保することが求められています。

今後の方向性

子どもの居場所づくりの方策として放課後子ども教室では、これまで児童の自発的な活動を支援する取組を行ってきましたが、その中でも児童が主体的に学ぶために学習習慣等の定着を図り、今日の社会で求められる力を育むことができる取組を進めていきます。

放課後児童クラブは、保護者が就労等により日中家庭にいない児童を対象として、市内全14小学校で実施しています。利用希望者は増加傾向となっていることから、ニーズに対応することができるよう待機児童対策を実施し、放課後における児童の健全育成を図ります。

また、すべての子どもたちが安心して過ごし、学習機会を含めた生活支援等ができる施策について調査・研究していきます。

主な実施事業 (生涯学習課・子育て支援課)

- ① 放課後子ども教室の検討●
放課後子ども総合プランを策定し、放課後児童クラブと一体型で放課後子ども教室を開設することで希望するすべての児童の放課後の安全で安心な居場所づくりに努め、学習習慣の定着をはじめ、学校では学べない幅広い教養や知識を身につけられるようスポーツ・文化芸術活動を推進し、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
- ② 放課後児童クラブの充実●
児童に適切な遊びと生活の場を確保するとともに、異なった学年による児童の集団活動を推進するため、市内の全小学校において、引き続き放課後児童クラブを実施し、放課後における児童の健全育成を図ります。
- ③ 子ども応援プロジェクト●
親の経済状況や生活状況等の要因により、生活習慣の中に学習を取り入れることが困難になった子どもたちに、公民協働等により学習の機会や生活の場等を提供し、支援することを検討します。

実施施策 (2) 子どもの学習支援の推進

現状と課題

日々刻々と変化する今日の社会において、子どもたちが自らの将来を切り拓いて生きていくためには、自分の夢や目標の実現に向けて、学ぶ力や進んで他者と協働する態度を育成することが重要です。家庭や地域では、そのために社会や自然に対する関心を高めたり、進んで学習する習慣を育成するなどの取組が必要です。一方、そのような環境が十分ではない子どもたちに対しては、市としても、家庭や子ども一人ひとりの状況に応じた支援が届くような、きめ細やかで多様な事業の展開が求められています。

本市では、これまで、家庭学習習慣の定着を目的として、学生や地域ボランティアなどの協力のもと「かどま土曜自学自習室サタスタ^{※50}」「まなび舎 Kids^{※51}」「まなび舎 Youth^{※52}」等の事業を実施してきましたが、改めて事業の評価を進めるとともに、学ぶ力の育成という観点からの事業展開が求められています。

今後の方向性

子どもたちが自らの将来を切り拓いて生きていくために、子ども一人ひとりの状況やニーズに応じた、きめ細やかな支援をさまざまな事業を通して実施していきます。これまでの広く家庭学習習慣の定着を目的とした事業に加えて、家庭の環境が十分ではなく、学ぶ意欲と能力が高い生徒のニーズに応える学びの場を提供します。また、学ぶ力の基礎をつくる読書習慣等も視野に入れた取組を進めます。

主な実施事業 (学校教育課・生涯学習課)

- ① Kadoma塾の実施
子どもたちが高い目標を持ち自らの将来を切り拓く展望を与えることを目的とし、学ぶ意欲と能力が高いにもかかわらず、さまざまな家庭の事情により家庭での学習が難しい本市公立中学生に対して、学習塾「Kadoma 塾」を引き続き開講し、高等学校進学等に向けた学習支援を行います。
- ② 自主・自発的学習の支援
土曜日の午前中に各小中学校で実施している「かどま土曜自学自習室サタスタ」や放課後に小学校8校で実施している「まなび舎 Kids」、全中学校で実施している「まなび舎 Youth」については、地域の協力・連携をもとに家庭学習習慣の定着を目的として取り組んでいます。今後は、すべての児童・生徒にとってより良い事業となるよう、これらの事業の効果検証を行い、充実を図ります。また、自ら学ぶ力を育成することも視野に入れ学校図書館と連携しながら、これまでの活動に読書活動や図書館利用教育等を加え、より多くの児童・生徒が学校図書館をラーニングスペースとして活用し、利用できるような仕組みや内容づくりを進めます。

※50 かどま土曜自学自習室サタスタ 土曜日の小中学校において自習室を開設し、学生や地域ボランティアなどの協力を得ながら児童に学習機会の場を提供することで、学習習慣の定着を図るもの。

※51 まなび舎 Kids 小学校の放課後において自習室を開設し、学生や地域ボランティアなどの協力を得ながら児童に学習機会の場を提供することで、学習習慣の定着を図るもの。

※52 まなび舎 Youth 中学校の放課後において自習室を開設し、学生や地域ボランティアなどの協力を得ながら生徒に学習機会の場を提供することで、学習習慣の定着を図るもの。



第4章

計画の推進

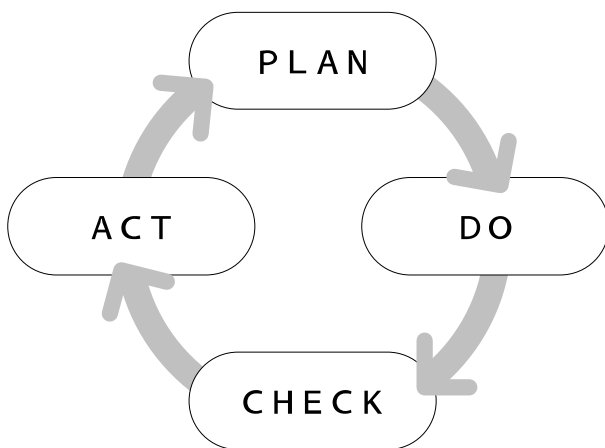
第4章

計画の推進

1 計画の進行管理

計画を効果的かつ着実に推進するためには、「PDCAサイクル」[計画(Plan)→実行(Do)→点検・評価(Check)→改善(Act)]を確立し、継続的に計画の進行管理を実施していく必要があります。

本市では、毎年教育委員会の権限に属する事務について、外部評価委員の審議を経て点検評価報告書の作成を行っております。この計画の進行管理にあたっては、計画で設定した目標や取組内容をもとに、点検評価報告書を作成し、事務事業の点検・評価を行い、その結果を踏まえて工夫・改善しながら計画の推進を図ります。



P=PLAN (この計画を具体的に推進する事業)
D=DO (実行)
C=CHECK (点検・評価)
A=ACT (改善)

このサイクルは、P→D→C→Aと回り、事業の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、継続的な計画の推進を図ります。

2 計画の推進体制

門真市の未来を担う子どもたちを育成するためには、学校や教育委員会だけではなく、社会全体で子どもたちの成長を支えていく必要があります。

そのためにも、学校園、家庭、地域、教育行政が、それぞれの役割を自覚しながら、子どもを真ん中につなぎ、本計画に示されためざすべき方向を共有し、緊密に協働・連携して取り組み、未就学期から学齢期、教育と福祉の連携を図るなど、子どもたちへの切れ目のない支援を行う視点が重要です。

学校園は、子どもたちが主体的に学ぶ中で、これからの社会の中でたくましく生きるための基礎的な力を身につける場所です。また同時に、自分とは異なるものにふれる中で共感や葛藤を経験し、多様なものの見方を学ぶとともに、異なるものを認める気持ちを育む場所でもあります。そのような学校園の役割を最大にするために、教職員・保育士は子どもの可能性を信じ子どもの育ちを実現するために全力を尽くさなければなりません。

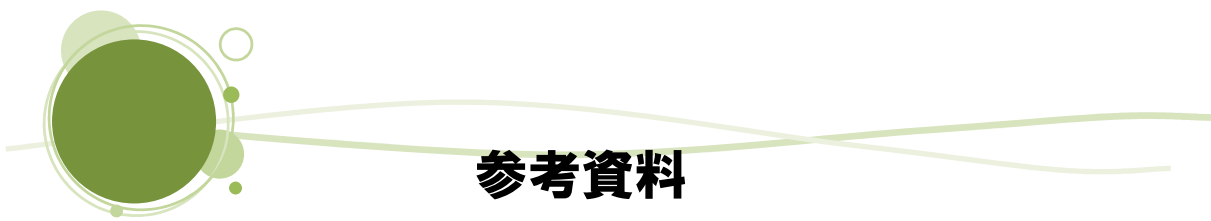
家庭は、教育の原点であり、子どもの基本的な生活習慣や規範意識、思いやりの心、興味関心や意欲等を育む最も大切な場です。家庭が地域や学校園の支えをうけて、そのような役割を十全に果たすことで、子どもたちの調和のとれた成長が実現します。

地域は、さまざまな行事や日常のふれあいを通して、多様な人とかわる中で子どもたちの社会性と豊かな心を育む場所です。地域が子育てに不安を持った家庭を支え、学校支援を行う中で、地域の絆がさらに強まるという好循環をめざします。

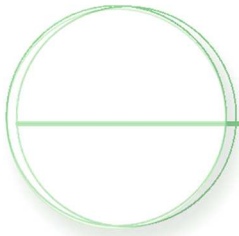
行政は、子どもが豊かな教育環境で安心して学べるように、学校園を整備し、その教育活動を支援するとともに、専門性を生かし、新たな教育の動向や実証研究を基に研修や助言を通じた支援を行っていきます。また、家庭・子どもへの支援策や地域での協働・連携のための施策を展開していきます。

「門真市教育振興基本計画」を効果的かつ計画的に実施していくために、本市の特徴でもある教育委員会体制（学校教育部、生涯学習部、こども未来部）の利点を生かし、3部が一体となって取り組むことが不可欠であります。

また、国の動向や社会情勢に機敏に対応しつつ、本市の子どもたちの現状を原点に据えながら、施策の効果や必要性についても十分勘案し、広く市民の皆さんにも説明し、ご理解をいただきながら、着実に具体化を図ることが重要と考えており、市民、本市教育関係者、学識経験者等による本計画の推進組織を必要に応じて、設置することとします。本市の教育の振興を図っていくためには、そのための財源確保も重要な課題です。国や府の助成制度を効果的に活用するとともに、本市の財政状況を踏まえ、優先性を考慮して選択的に着実な実施を図ることが必要になります。



參考資料



参考資料

1 統計データ等からみた現状

1) 市の学校園の状況

(1) 幼稚園・小学校・中学校の状況

① 幼稚園・保育所の在籍状況

幼稚園の在籍状況をみると、在籍者数は平成 22 年から減少傾向にあり、平成 26 年では 2,149 人で、在籍割合は、62.0%となっています。

保育所の在籍状況をみると、在籍者数は平成 22 年から増加傾向にあり、平成 26 年では 2,015 人で、在籍割合は、105.3%となっています。

図 幼稚園在籍状況

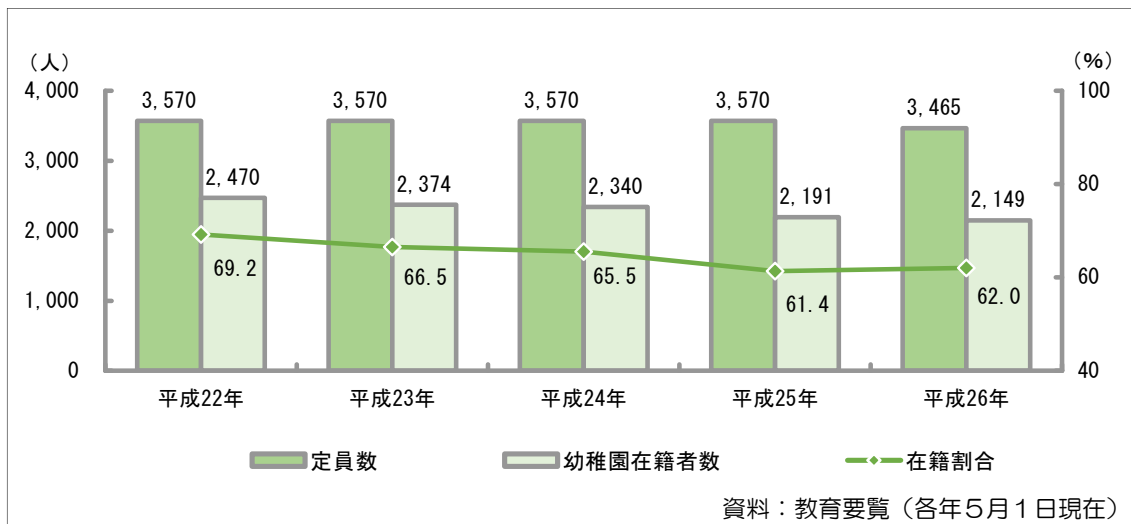
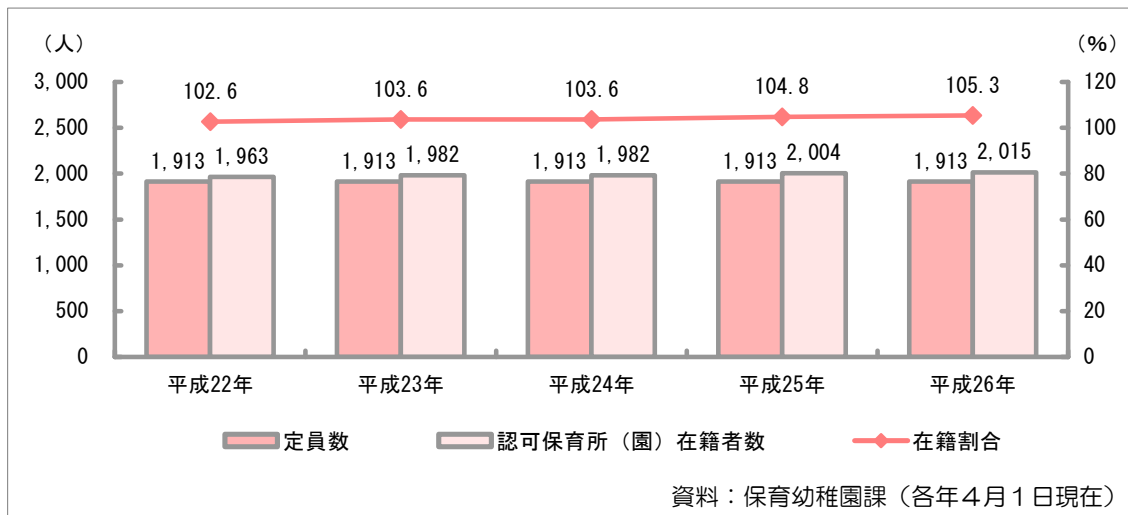


図 保育所在籍状況



② 小学校の状況

小学校の状況をみると、平成 22 年度と比べ、学校数、学級数、教員数、児童数は減少傾向となっていますが、特別支援学級は増加傾向となっています。

表 小学校の学校数・学級数・教員数・児童数の推移

	学校数（校）	学級数（学級）	特別支援学級 （学級）	教員数（人）	児童数（人）
平成 22 年度	15	272	44	414	7,142
23 年度	15	263	46	412	6,775
24 年度	14	254	43	396	6,474
25 年度	14	254	46	410	6,317
26 年度	14	256	51	403	6,087

資料：学校基本調査

③ 中学校の状況

中学校の状況をみると、平成 22 年度と比べ、学校数、学級数、教員数、児童数は減少傾向となっていますが、特別支援学級は増加傾向となっています。

表 中学校の学校数・学級数・教員数・児童数の推移

	学校数（校）	学級数（学級）	特別支援学級 （学級）	教員数（人）	児童数（人）
平成 22 年度	7	113	17	242	3,488
23 年度	7	115	18	241	3,522
24 年度	6	114	17	239	3,548
25 年度	6	114	19	230	3,433
26 年度	6	112	21	227	3,234

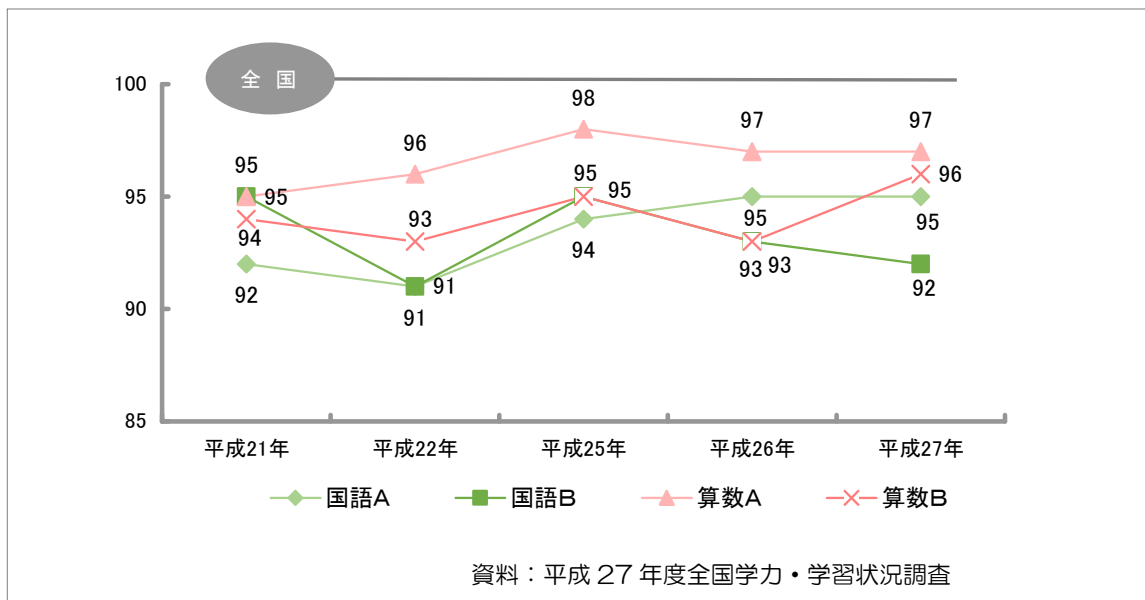
資料：学校基本調査

2) 学力・学習等の状況

(1) 小学校

標準化得点の各区分の推移をみると、どの区分においても横ばいで推移しており、全区分で全国より低くなっています。また、国語・算数ともに、“活用に関する問題”より“知識に関する問題”のほうが、平均正答率が高くなっています。

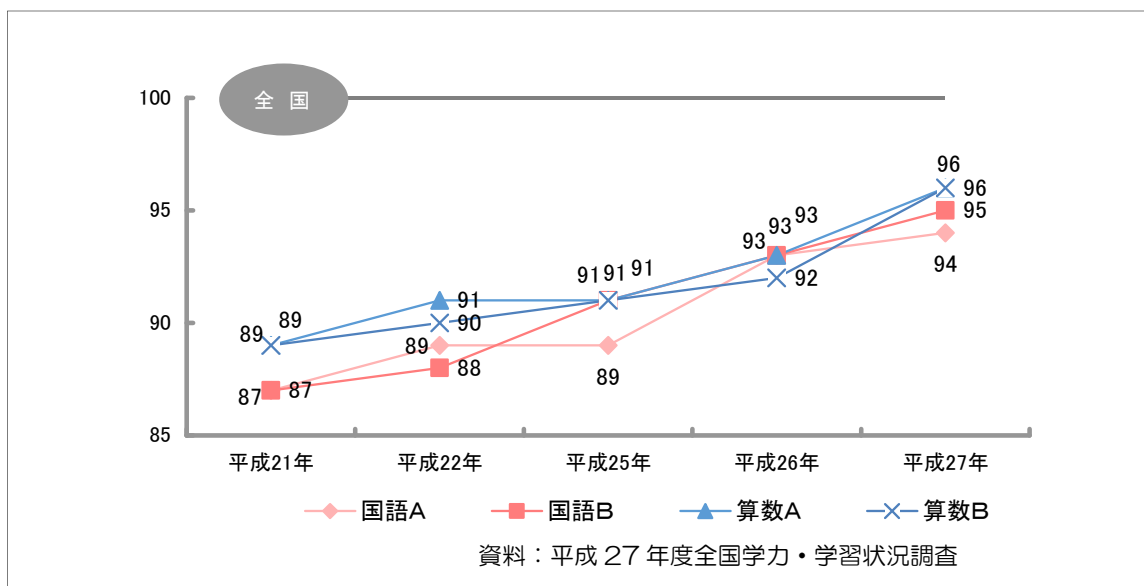
図 文科省による標準化得点を活用した全国値経年比較



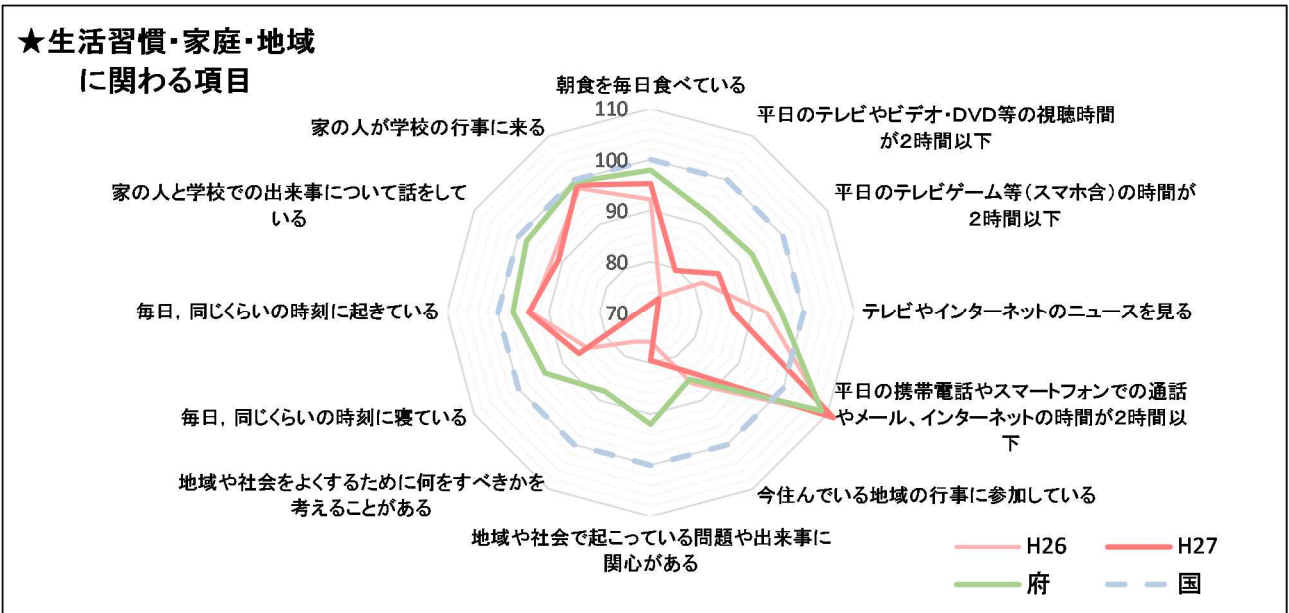
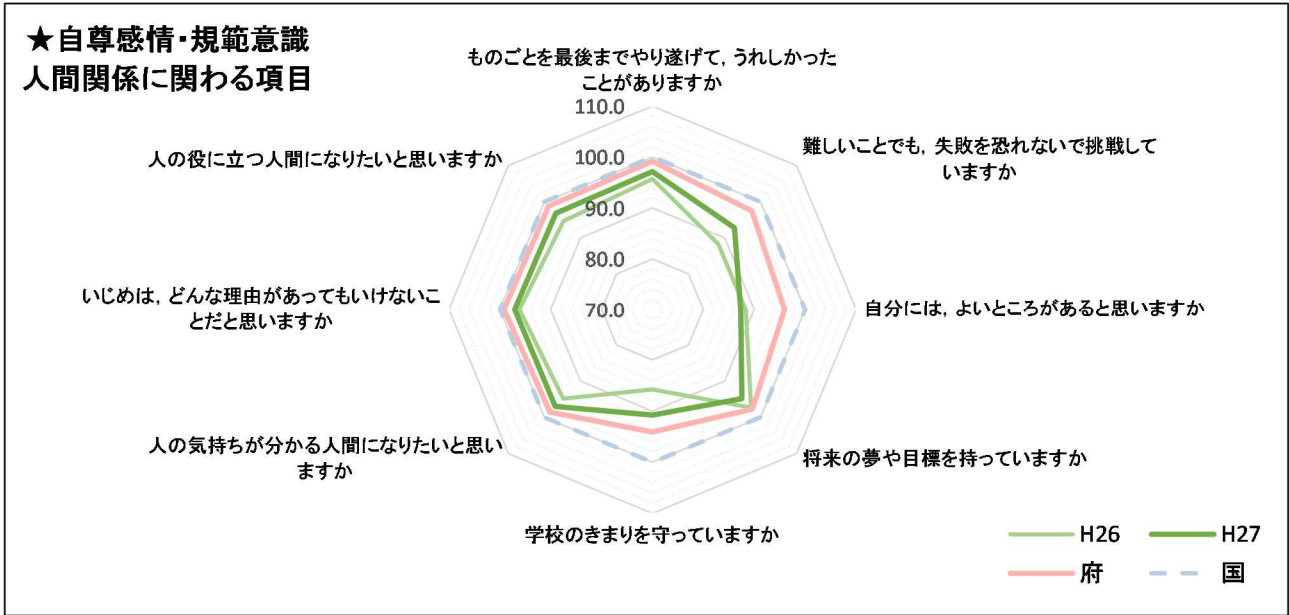
(2) 中学校

標準化得点の各区分の推移をみると、どの区分においても増加傾向がみられますが、全区分で門真市は、全国より低くなっています。また、国語・数学ともに、“活用に関する問題”より“知識に関する問題”のほうが、平均正答率が高くなっています。

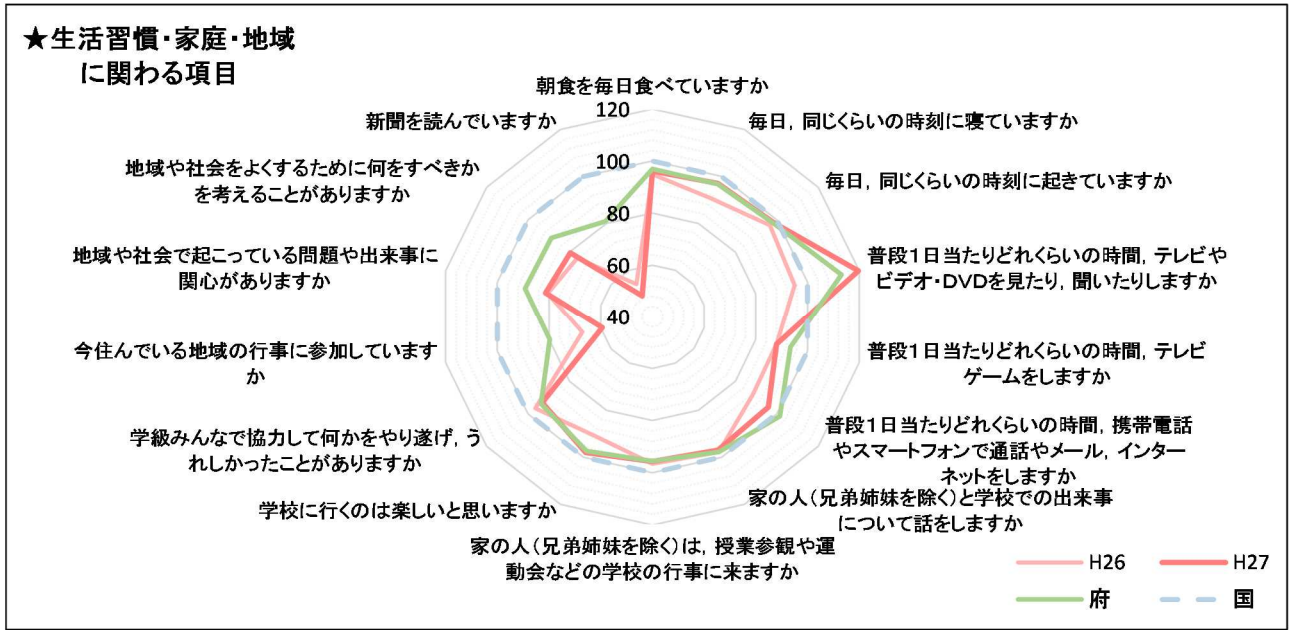
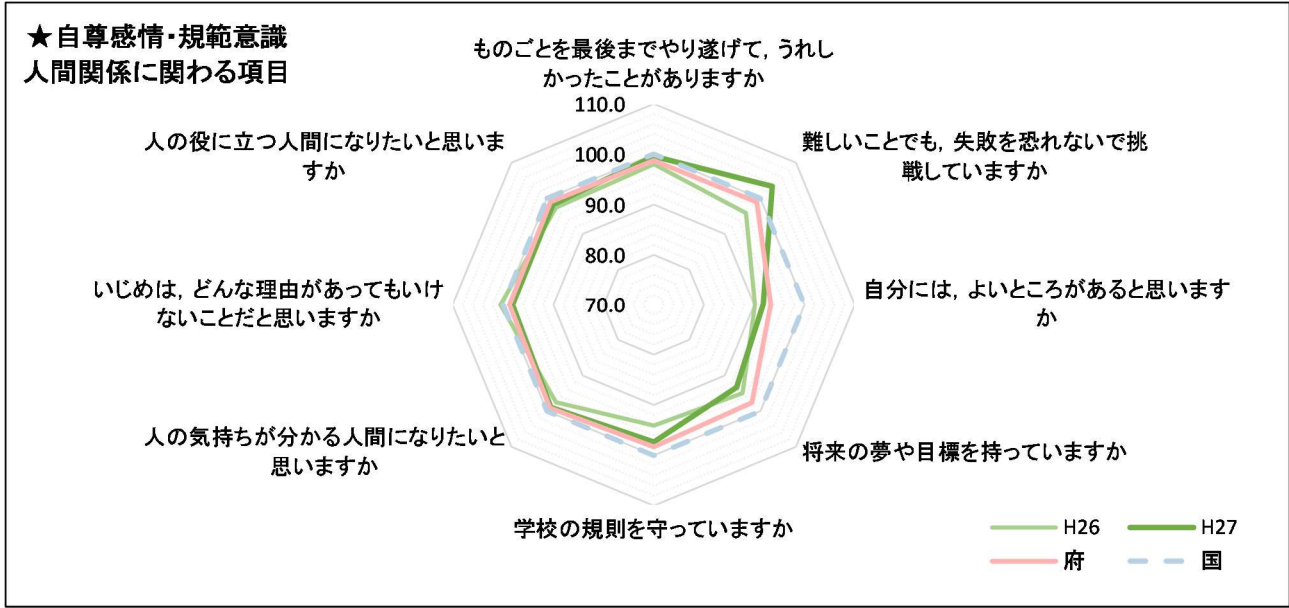
図 文科省による標準化得点を活用した全国値経年比較



平成 27 年度全国学力・学習状況調査分析



平成 27 年度全国学力・学習状況調査分析



3) 体力・運動能力、運動習慣等の状況

(1) 小学校

小学校男子・女子ともに、4種目（上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン）で昨年度より上回っています。小学校男子は、上体起こし・長座体前屈・50m走が全国平均よりも上回っています。小学校女子は、上体起こし・長座体前屈が全国平均よりも上回っています。男女とも、平成25年度に比べ、多くの種目で改善が見られます。

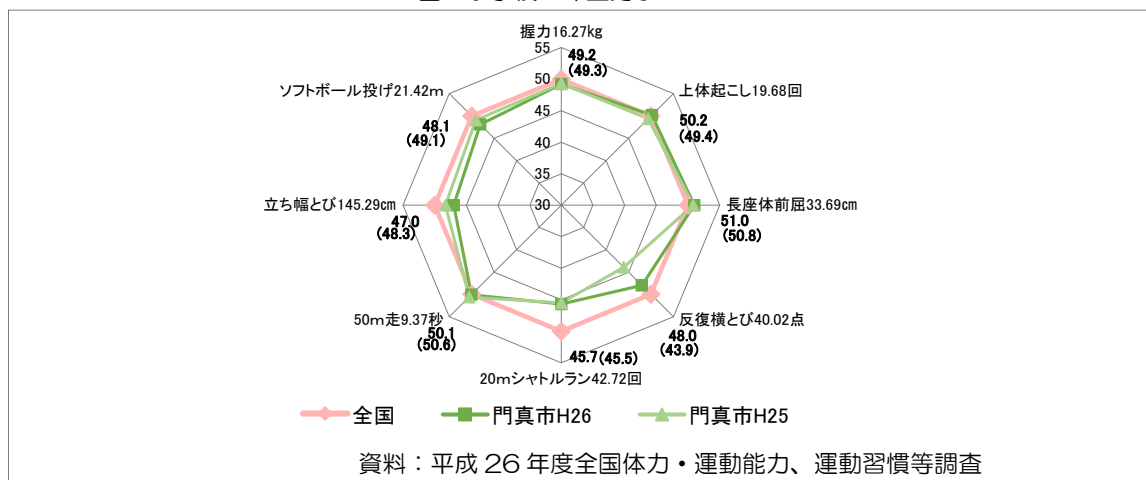
① 小学校5年生の種目別平均

表 小学校5年生の種目別平均

小学校	人数	種目別平均								
		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ボール投げ	
		kg	回数	cm	回数	回数	秒	cm	m	
5年男子	H25 門真市	514	16.37	19.19	33.37	36.63	42.06	9.32	148.57	22.49
	H26 門真市	543	16.27	19.68	33.69	40.02	42.72	9.37	145.29	21.42
	大阪府	31,197	16.33	19.06	32.47	38.98	48.41	9.39	150.10	22.73
	全国	542,684	16.55	19.56	32.87	41.61	51.67	9.38	151.70	22.90
5年女子	H25 門真市	456	15.90	17.45	36.88	33.75	30.65	9.69	138.33	13.70
	H26 門真市	491	15.65	18.45	37.83	36.88	32.11	9.72	136.71	13.03
	大阪府	35,830	15.81	17.57	36.82	36.56	36.87	9.69	142.21	13.68
	全国	519,697	16.09	18.26	37.21	39.36	40.29	9.64	144.76	13.90

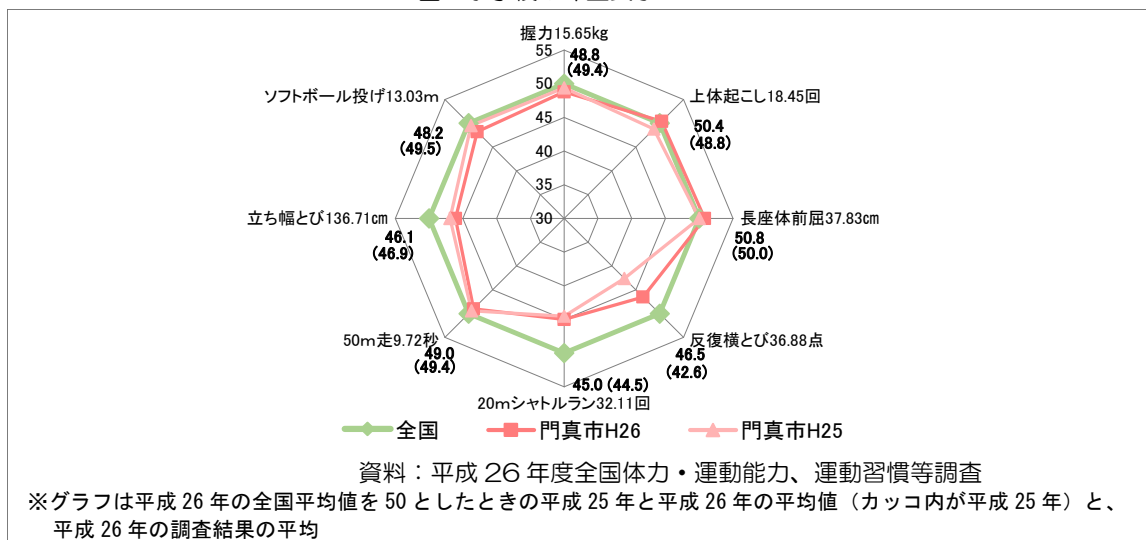
資料：平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

図 小学校5年生男子



資料：平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

図 小学校5年生女子



② 体格

男女とも、肥満傾向児の割合が、大阪府、全国と比較すると高くなっています。

表 小学校5年生男子の体格

小学校 5年男子	身長 (cm)	体重 (kg)	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率 (%)					
	平均値	平均値	高度 肥満	中等度 肥満	軽度 肥満	正常	やせ	高度 やせ
全国	138.88	34.00	1.0%	3.9%	5.0%	87.4%	2.6%	0.1%
大阪府	138.76	33.69	0.9%	3.4%	4.7%	88.1%	2.8%	0.1%
門真市	138.55	34.31	1.5%	4.1%	6.0%	86.4%	2.1%	0.0%

資料：平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

表 小学校5年生女子の体格

小学校 5年女子	身長 (cm)	体重 (kg)	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率 (%)					
	平均値	平均値	高度 肥満	中等度 肥満	軽度 肥満	正常	やせ	高度 やせ
全国	140.06	33.92	0.6%	2.9%	4.3%	89.5%	2.7%	0.1%
大阪府	139.87	33.60	0.5%	2.6%	3.8%	90.4%	2.7%	0.1%
門真市	139.24	34.28	1.0%	5.7%	4.3%	86.8%	2.2%	0.0%

資料：平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

図 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率（男子）

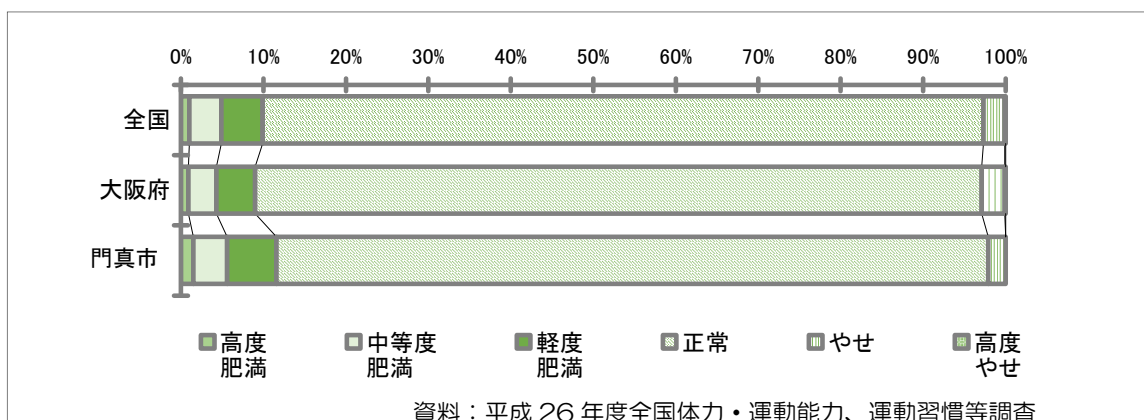
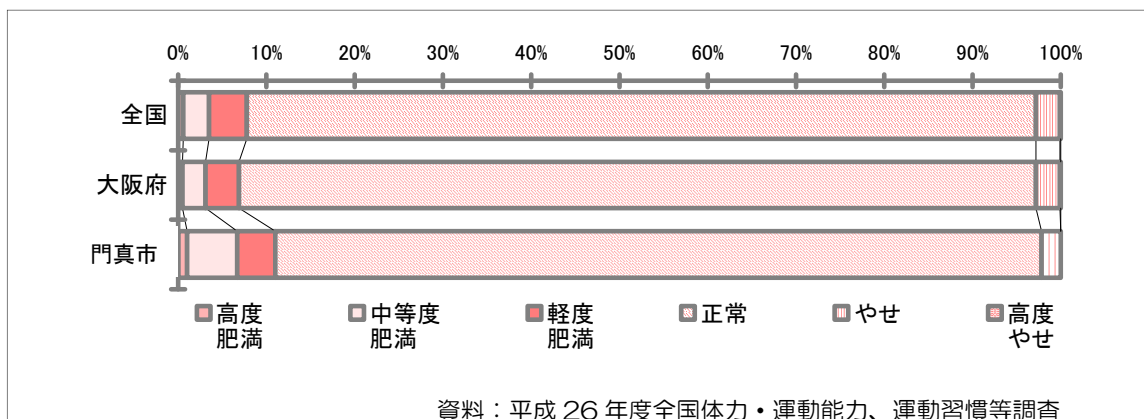


図 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率（女子）



(2) 中学校

① 中学校2年生の種目別平均

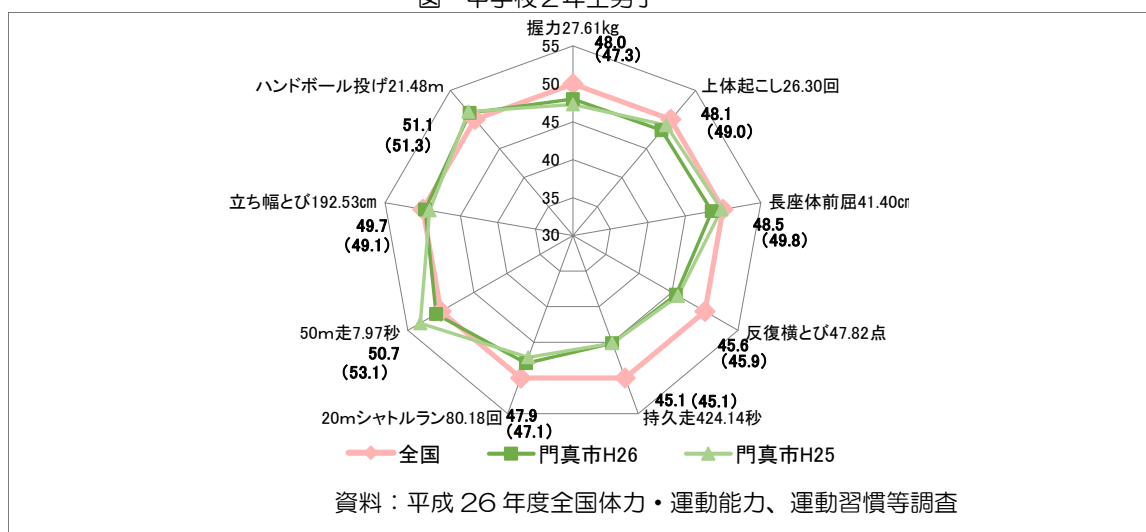
中学校男子は4種目（握力・持久走・20mシャトルラン・立ち幅とび）、女子は3種目（握力・長座体前屈・持久走）が昨年度より上回っています。中学校男子は、50m走・ハンドボール投げが全国平均よりも上回っています。中学校女子は、長座体前屈・50m走・ハンドボール投げが全国平均よりも上回っています。男子では昨年度課題だった持久走が昨年度より上回るなど、平成25年度に比べ多くの種目で改善が見られます。

表 中学校2年生の種目別平均

中学校		人数	種目別平均								
			握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ボール投げ
			kg	回数	cm	回数	秒	回数	秒	cm	m
2年男子	H25 門真市	355	27.26	26.95	42.93	47.84	424.85	77.99	7.78	191.28	21.75
	H26 門真市	436	27.61	26.30	41.40	47.82	424.14	80.18	7.97	192.53	21.48
	大阪府	33,629	28.27	27.20	41.09	49.98	404.28	82.48	8.14	188.22	20.38
	全国	503,941	29.00	27.45	42.92	51.31	392.89	85.29	8.03	193.43	20.86
2年女子	H25 門真市	310	22.26	22.16	45.04	40.54	361.50	53.21	8.75	162.64	13.33
	H26 門真市	403	22.90	21.67	45.31	40.42	320.73	52.75	8.81	159.28	13.11
	大阪府	32,284	23.24	22.83	44.32	44.66	301.43	56.00	9.02	162.33	12.64
	全国	479,437	23.70	23.07	45.23	45.63	290.64	57.77	8.87	166.53	12.88

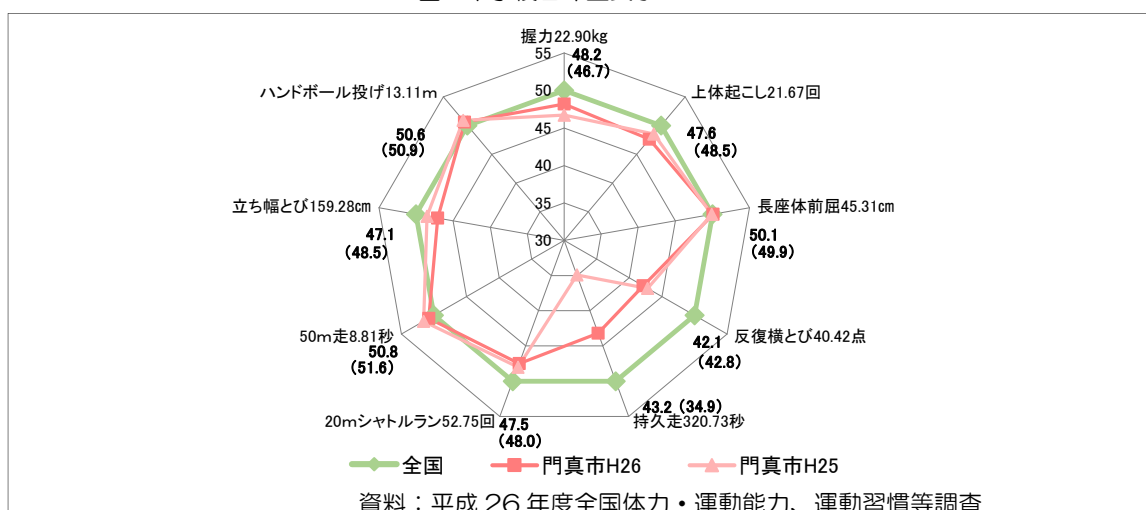
資料：平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

図 中学校2年生男子



資料：平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

図 中学校2年生女子



資料：平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

※グラフは平成26年の全国平均値を50としたときの平成25年と平成26年の平均値（カッコ内が平成25年）と、平成26年の調査結果の平均

② 体格

男子においては、肥満傾向児の割合が、大阪府、全国と比較すると多くなっています。

女子においては、肥満傾向児の割合が、大阪府と比較すると多くなっていますが、全国とは同じ値となっています。

表 中学校2年男子の体格

中学校 2年男子	身長 (cm)	体重 (kg)	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率 (%)					
	平均値	平均値	高度 肥満	中等度 肥満	軽度 肥満	正常	やせ	高度 やせ
全 国	159.64	48.52	1.2%	3.0%	3.7%	90.0%	2.0%	0.1%
大阪府	159.59	48.09	1.1%	2.5%	3.3%	90.5%	2.4%	0.1%
門真市	159.12	47.96	2.1%	2.8%	3.4%	89.1%	2.6%	0.0%

資料：平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

表 中学校2年女子の体格

中学校 2年女子	身長 (cm)	体重 (kg)	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率 (%)					
	平均値	平均値	高度 肥満	中等度 肥満	軽度 肥満	正常	やせ	高度 やせ
全 国	154.83	46.72	0.6%	2.3%	3.9%	89.2%	3.8%	0.1%
大阪府	155.01	46.25	0.5%	1.9%	3.3%	89.6%	4.6%	0.1%
門真市	155.21	46.93	0.6%	2.3%	3.9%	89.7%	3.5%	0.0%

資料：平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

図 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率（男子）

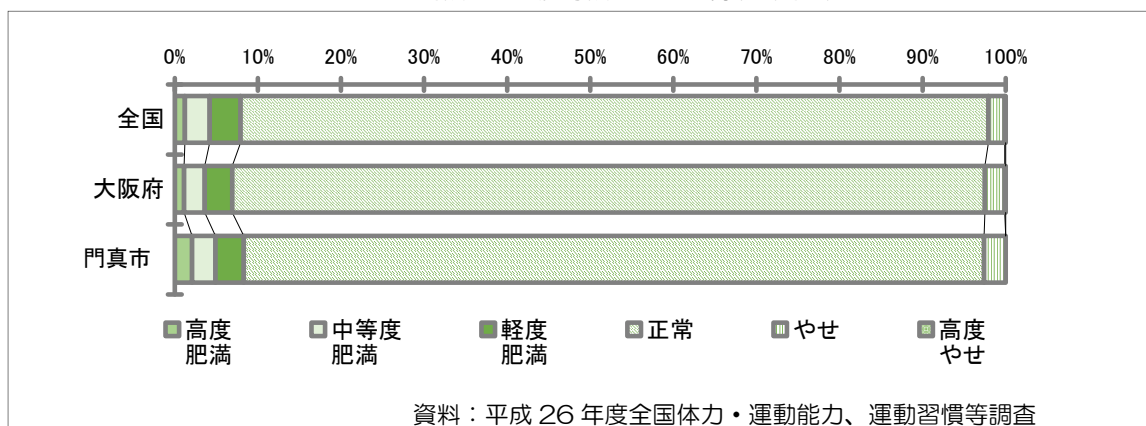
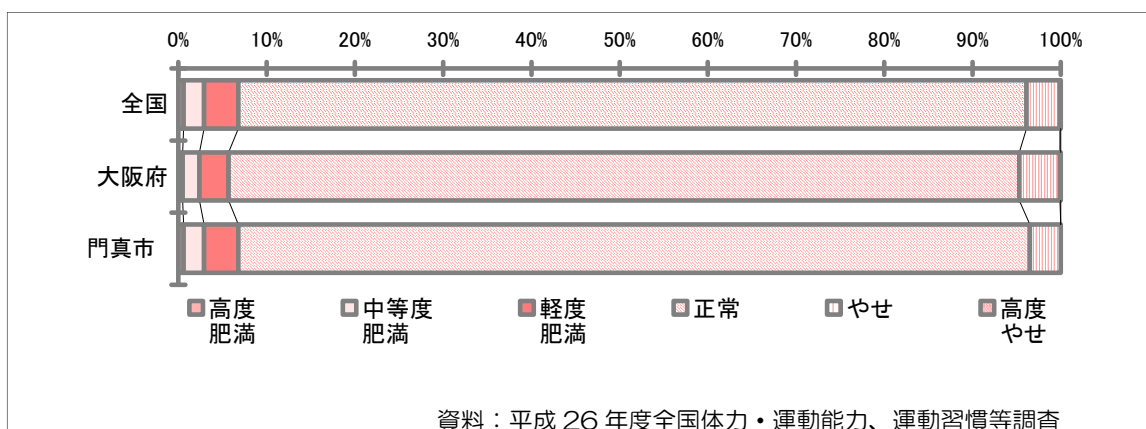


図 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率（女子）



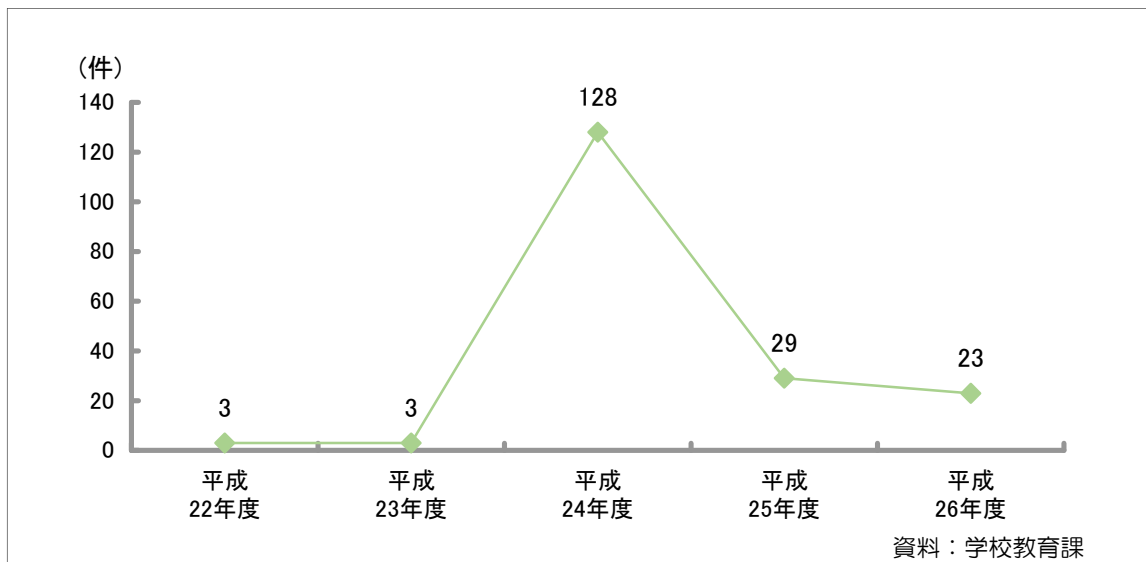
4) いじめ、不登校児童等の状況

(1) 小学校

① いじめ

小学校におけるいじめの認知件数は、平成 24 年度に 128 件と急激に増加しますが、以降は減少しており、平成 26 年度では 23 件となっています。

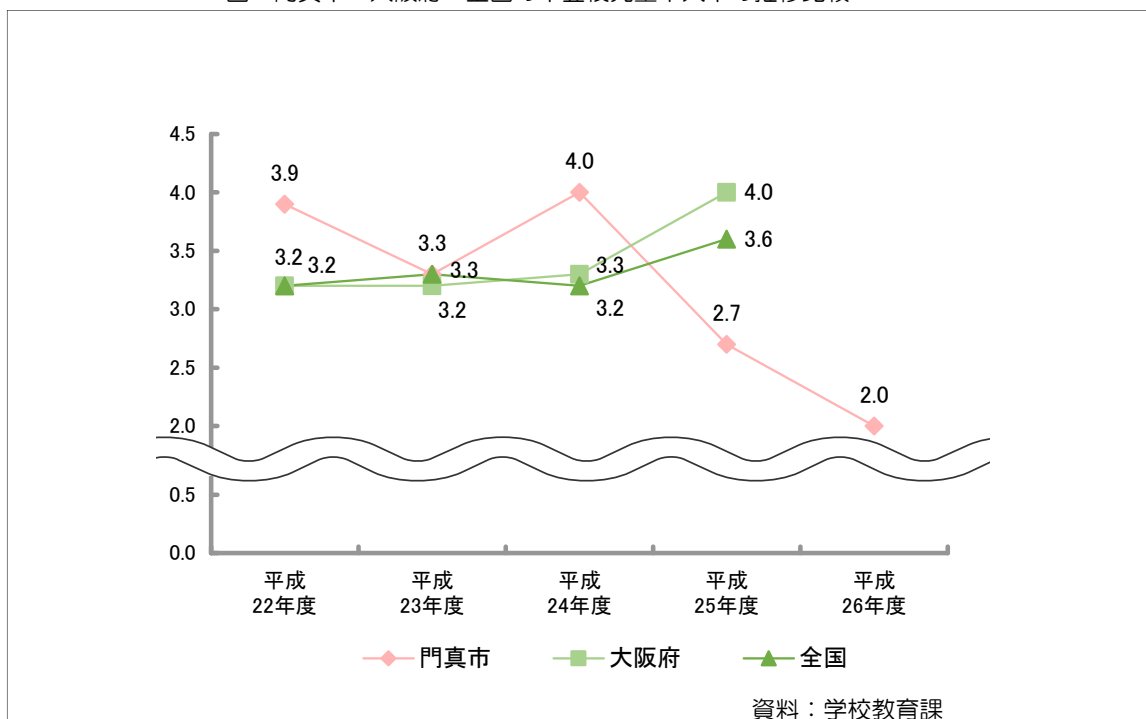
図 門真市内小学校におけるいじめの認知件数



② 不登校児童

不登校児童の推移をみると、増減を繰り返していますが平成 24 年度以降は減少し、全国、大阪府より低くなっています。

図 門真市・大阪府・全国の不登校児童千人率の推移比較

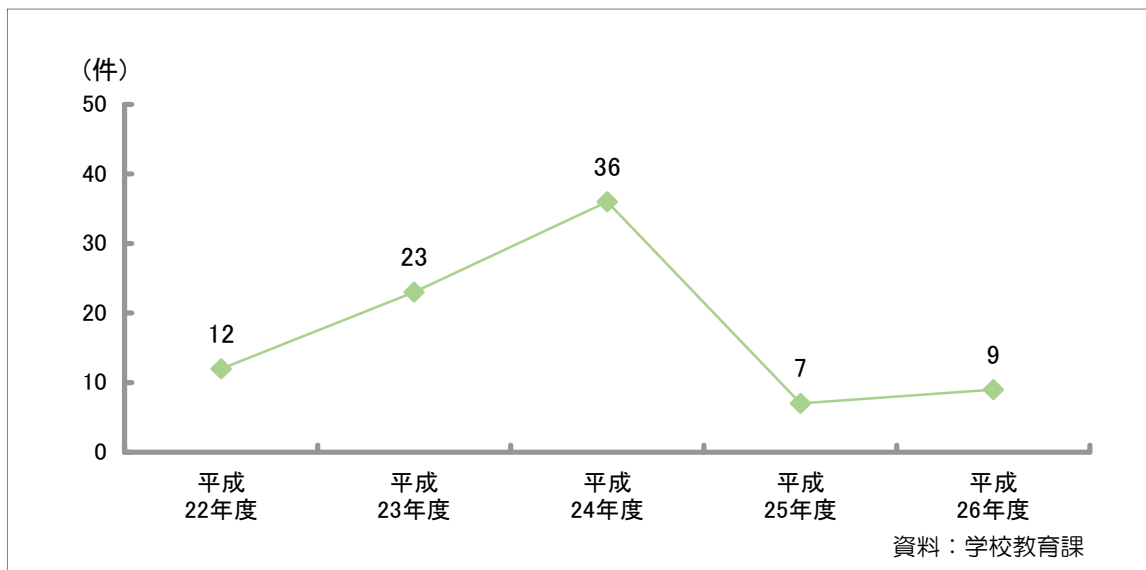


(2) 中学校

① いじめ

中学校におけるいじめの認知件数は、平成24年度まで増加し36件となっていますが、以降は減少傾向にあり、平成26年度では9件となっています。

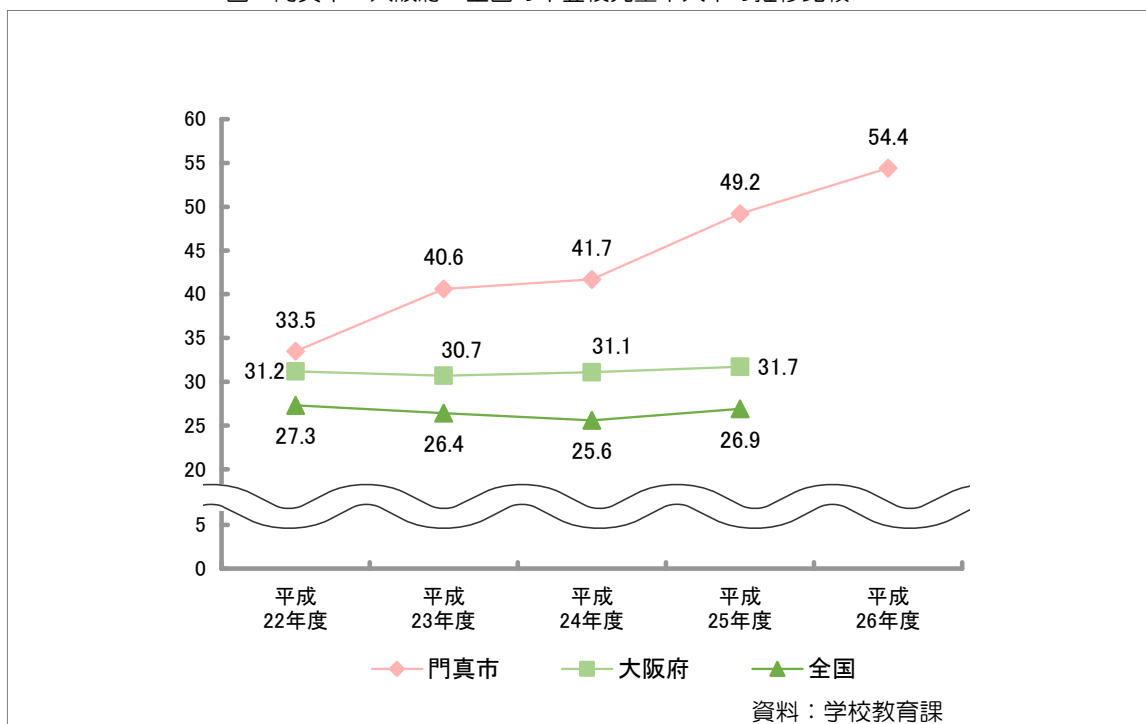
図 門真市内中学校におけるいじめの認知件数



② 不登校生徒

不登校生徒の推移をみると、年々増加しており、平成22年度と比べ平成26年では1.6倍となっています。また、全国、大阪府より高い値で推移しています。

図 門真市・大阪府・全国の不登校児童千人率の推移比較



5) その他の状況

(1) 母子世帯・父子世帯の状況

表 母子世帯・父子世帯数の推移

門真市	平成12年度	平成17年度	平成22年度
一般世帯	54,121世帯	54,772世帯	57,848世帯
母子世帯	1,149世帯	1,379世帯	1,294世帯
母子世帯率	2.1% (府内1位)	2.5% (府内1位)	2.2% (府内6位)
母子世帯率 (大阪府)	1.62%	1.96%	1.74%
父子世帯	162世帯	132世帯	137世帯
父子世帯率	0.30% (府内1位)	0.24% (府内7位)	0.24% (府内7位)
父子世帯率 (大阪府)	0.20%	0.21%	0.17%
母子・父子世帯合計	1,311世帯	1,511世帯	1,431世帯
母子・父子世帯率合計	2.4% (府内1位)	2.8% (府内2位)	2.5% (府内7位)
母子・父子世帯率合計 (大阪府)	1.83%	2.17%	1.91%

資料：国勢調査

※母子世帯、父子世帯とは、ひとり親世帯のうち、未婚、死別または離別の母親あるいは父親と20歳未満の子どものみで構成される一般世帯

(2) 生活保護世帯数の状況

表 生活保護世帯数の推移

門真市	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人口	130,188人	129,179人	128,135人	127,505人	126,310人
生活保護受給者数	6,347人	6,564人	6,633人	6,508人	6,365人
生活保護受給率※	48.8‰	50.8‰	51.8‰	51.0‰	50.4‰
生活保護受給率 (大阪府)	29.2‰	32.0‰	33.5‰	34.2‰	—

資料：門真市統計書（門真市）、生活保護統計（大阪府）

※生活保護受給率とは、人口1,000人あたりの受給者数
(生活保護受給者数÷人口×1000)

単位は‰（パーミル、10‰=1%）

(3) 要保護・準要保護児童・生徒数の状況

表 要保護・準要保護児童・生徒数の推移

門真市	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
6歳～15歳人口	12,350人	12,044人	11,721人	11,354人	10,878人
認定児童・生徒数	3,756人	3,774人	3,776人	3,460人	3,329人
認定率	30.4%	31.3%	32.2%	30.5%	30.6%

資料：門真市統計書（門真市）

※要保護とは生活保護を必要とする状態にあるもの

準要保護とは要保護者に準ずる程度に困窮していると認めるもの

2 門真市教育振興基本計画策定の経過

年月日	項目	主な内容
平成27年 6月 5日	第1回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・門真市教育振興基本計画策定の主旨及び体制について ・スケジュールについて ・統計資料について ・現状課題について（ワークショップ） ・中学生からの提言について
平成27年 6月24日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長・副委員長の選出 ・会議公開・非公開の決定 ・門真市教育振興計画策定の主旨及び策定方法について ・スケジュールについて ・統計資料について ・計画の基本理念等について
平成27年 7月23日	第2回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回策定委員会の内容について ・第1回策定委員会における質問の回答について ・中学生提言について ・計画素案について
平成27年 8月19日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回策定委員会における質問の回答について ・中学生提言について ・計画素案について
平成27年 9月 4日	第3回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回策定委員会の内容について ・中学生提言について ・計画素案について
平成27年10月 3日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校生徒会会議提言 【 発 表 】 ・計画素案について
平成27年10月16日	第4回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生提言について ・計画素案について
平成27年11月16日	第4回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について ・パブリックコメントについて
平成27年12月1日～ 平成27年12月23日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・門真市教育振興基本計画（素案）に係るパブリックコメントの実施
平成28年 1月13日	第5回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回策定委員会の内容について ・パブリックコメントについて
平成28年 1月26日	第5回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について ・パブリックコメントについて
平成28年 2月16日	第6回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・門真市教育振興基本計画（案）について ・答申
平成28年 2月26日	平成28年門真市教育委員会 第2回定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・門真市教育振興基本計画の策定について

3 門真市中学校生徒会会議提言

門真市教育振興基本計画策定委員会では、門真市教育の主役である子どもたちの意見を直接聞く機会を持ち、答申への参考にできれば良いのではないかとの考えから、各中学校生徒会代表生徒で構成される中学校生徒会会議に協力を求め、「自分の未来と幸せ・門真のこれから」アンケートを実施し、意見集約を行いました。

各中学校生徒会代表生徒には、アンケートの作成から実施、集約、意見のとりまとめに至るまで深くかかわっていただき、最終的に門真市生徒会会議提言として第3回門真市教育振興基本計画策定委員会で発表するに至りました。

なお、門真市生徒会会議提言の内容は、一部本計画に参考として活用しています。

中学生生徒会会議開催日

年月日	項目	主な内容
平成27年 8月 7日	第1回中学生生徒会会議	計画の趣旨、アンケートの検討
平成27年 8月26日 ～8月28日	アンケート実施	各市立中学校にてアンケート実施
平成27年 9月26日	第2回中学生生徒会会議	アンケート結果分析
平成27年10月 3日	第3回中学生生徒会会議	門真市中学校生徒会会議提言とりまとめ
	第3回策定委員会	発表

門真市中学校生徒会会議提言

平成 27 年 10 月 3 日

提言 1. ボールを使って遊べる公園をつくる。

提言 2. 門真市ならではの行事をつくり、地域の人に、もっと参加を呼び掛ける。

提言 3. 学校の図書館を充実し、開館時間を延ばす。

(P 30 学校図書館の蔵書の充実及び整備の推進に活用)

提言 4. みんなで協力して班学習など教え合う雰囲気づくりを進める。

(P 12 アクティブラーニングに活用)

提言 5. 高校や大学、職業についての情報に触れる機会を増やす。

(P 14 職業についての学習の推進に活用)

4 中学生アンケート「自分の未来と幸せ・門真のこれから」調査結果

(1) 調査の概要

① 調査対象

市内中学校 1～3年生の生徒（各学年2クラスずつ抽出）

② 調査期間

平成 27 年 8 月 26 日から平成 27 年 8 月 28 日

③ 調査方法

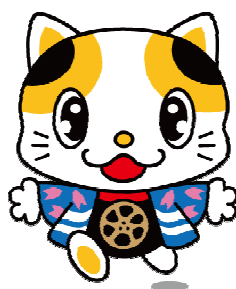
直接配布、直接回収

④ 回収状況

配付数	1,276 通
有効回収数	1,169 通
有効回収率	91.6%

⑤ 調査結果の表示方法

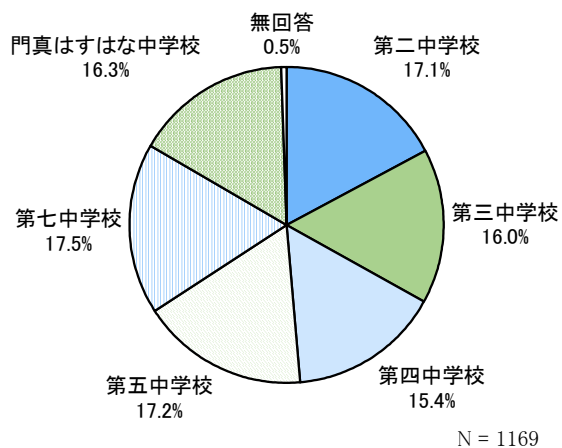
- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。
- 本調査結果はアンケート分析を一部抜粋したものです、詳細はホームページに掲載しています。



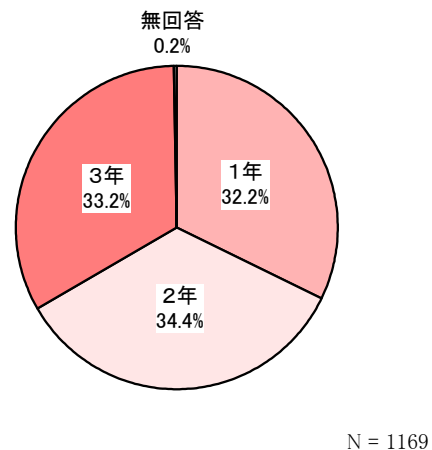
(2) 調査の結果

① 回答者属性

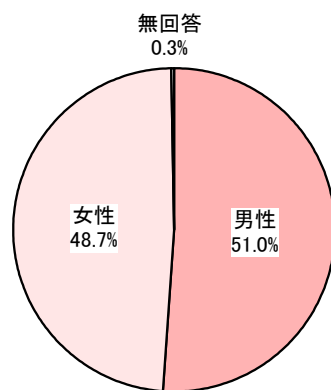
ア 回答者の中学校



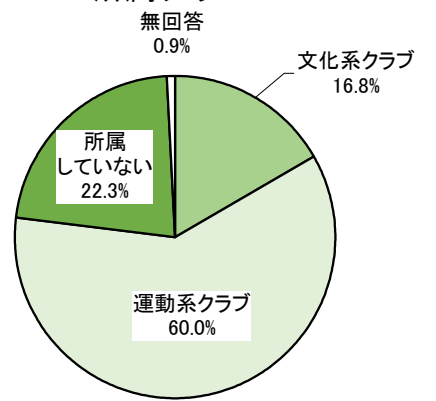
イ 学年



ウ 性別



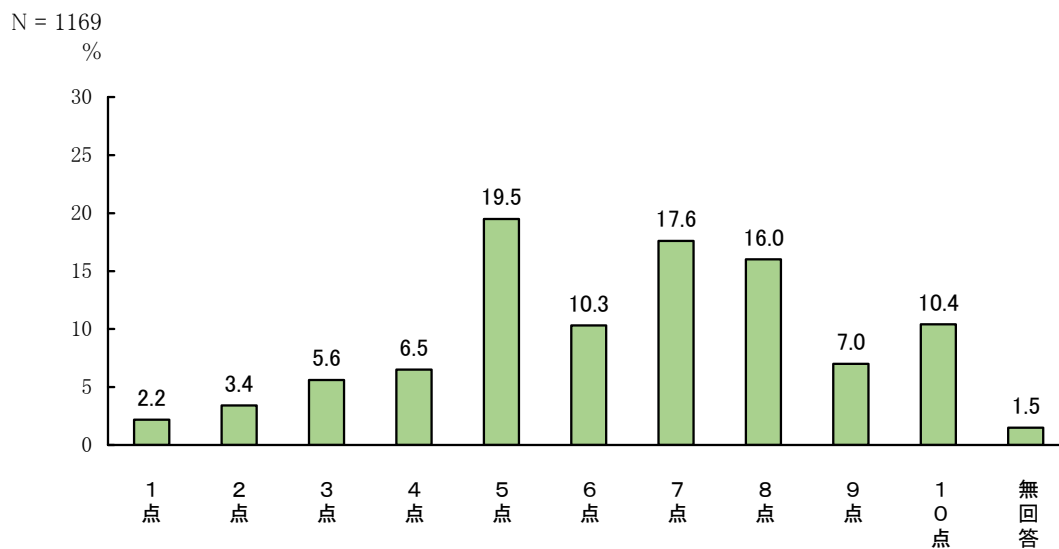
エ 所属クラブ



② あなたの幸福と将来について

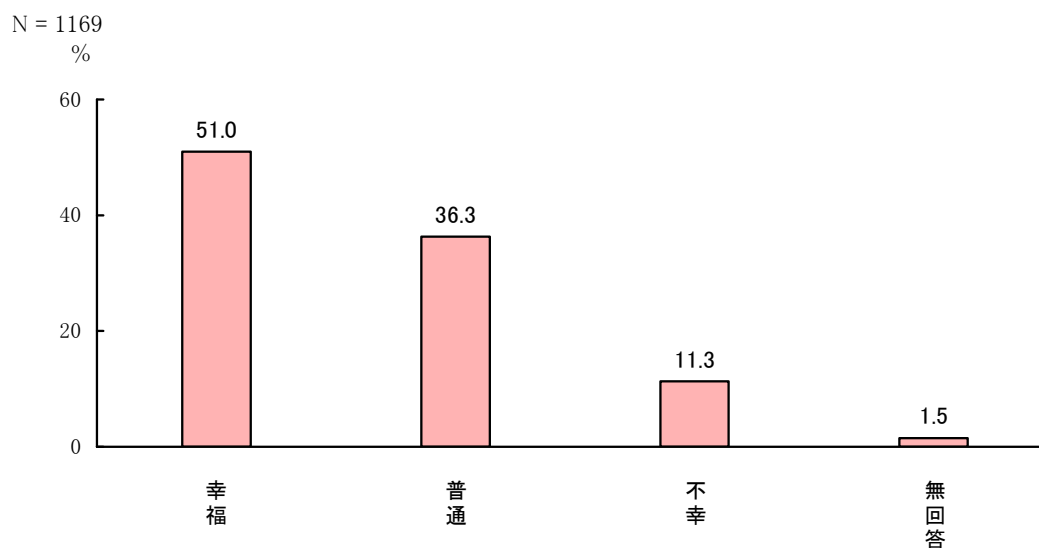
問 あなたは今どのくらい幸福ですか。幸福度を1から10の数字で表してみてください。1から10へと数字が大きいくほど幸福度が大きいこととなります。(ひとつだけ○)

「5」の割合が19.5%と最も高く、次いで「7」の割合が17.6%、「8」の割合が16.0%となっています。



【幸福度】

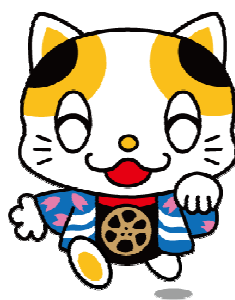
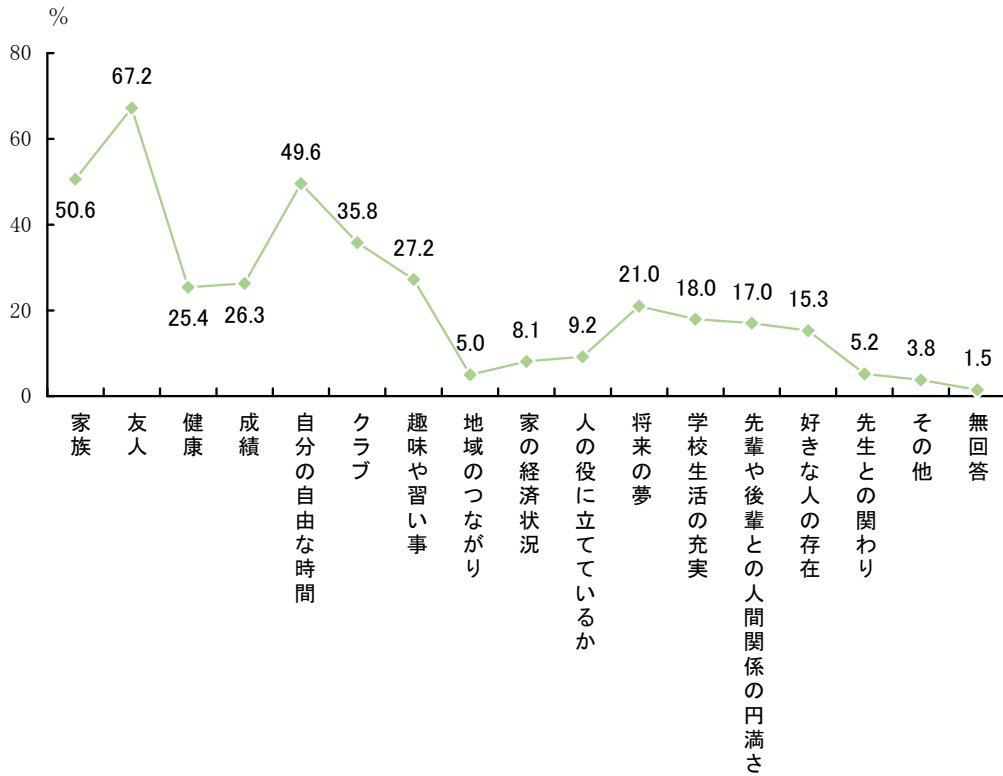
幸福度については、「幸福」が51.0%、「普通」が36.3%、「不幸」が11.3%となっています。



問 あなたが、幸福度を決める時に、参考にしたことは何でしょうか。
(あてはまるものすべてに○)

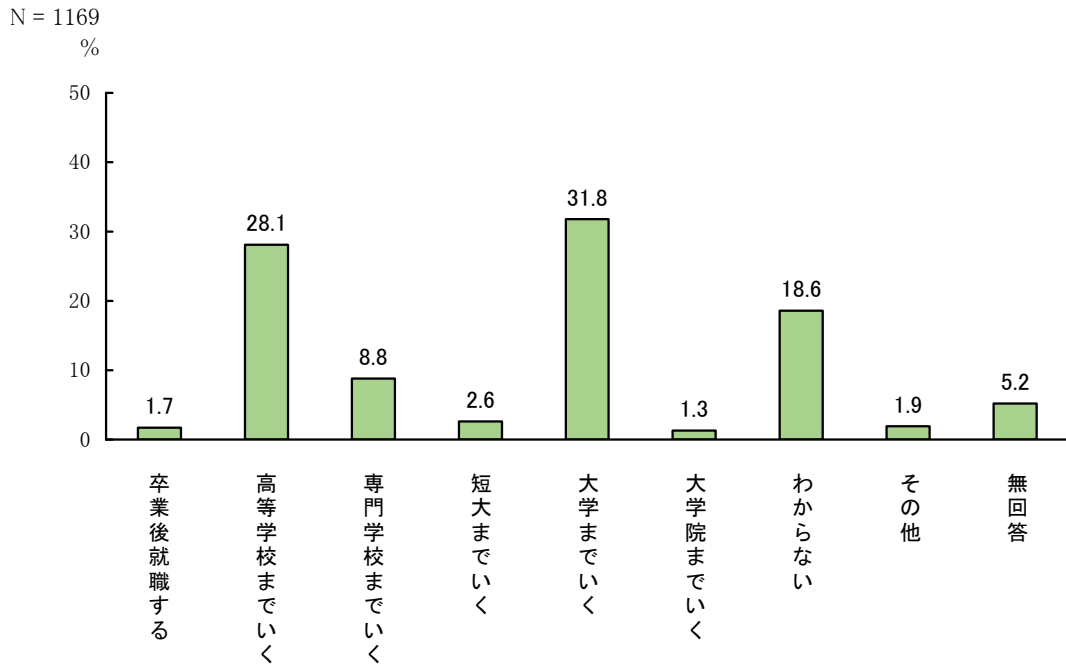
「友人」の割合が67.2%と最も高く、次いで「家族」の割合が50.6%、「自分の自由な時間」の割合が49.6%となっています。

N = 1169



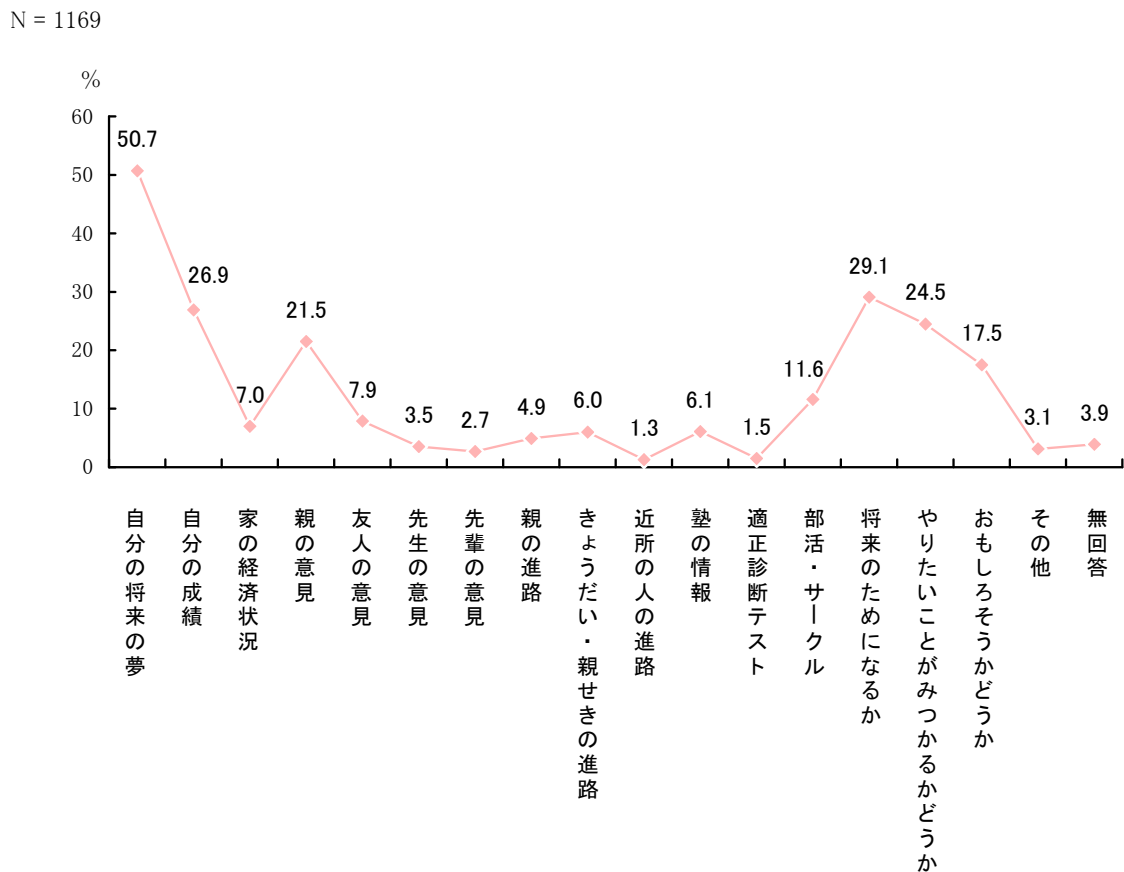
問 あなたは、中学校を卒業したら、どのようにしたいと思っていますか。

「大学までいく」の割合が31.8%と最も高く、次いで「高等学校までいく」の割合が28.1%、「わからない」の割合が18.6%となっています。



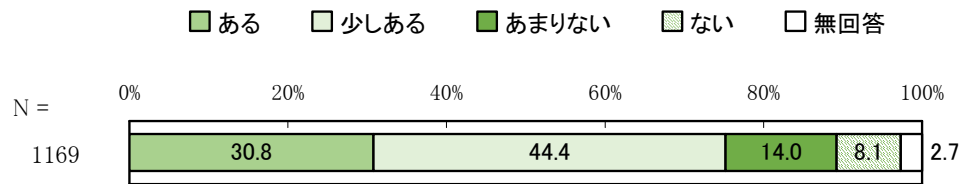
問 あなたが、前問の答えを考えたときに参考にしたことは何でしょうか。
(あてはまるものすべてに○)

「自分の将来の夢」の割合が50.7%と最も高く、次いで「将来のためになるか」の割合が29.1%、「自分の成績」の割合が26.9%となっています。



問 あなたは将来について不安に思うことはありますか。(ひとつだけ○)

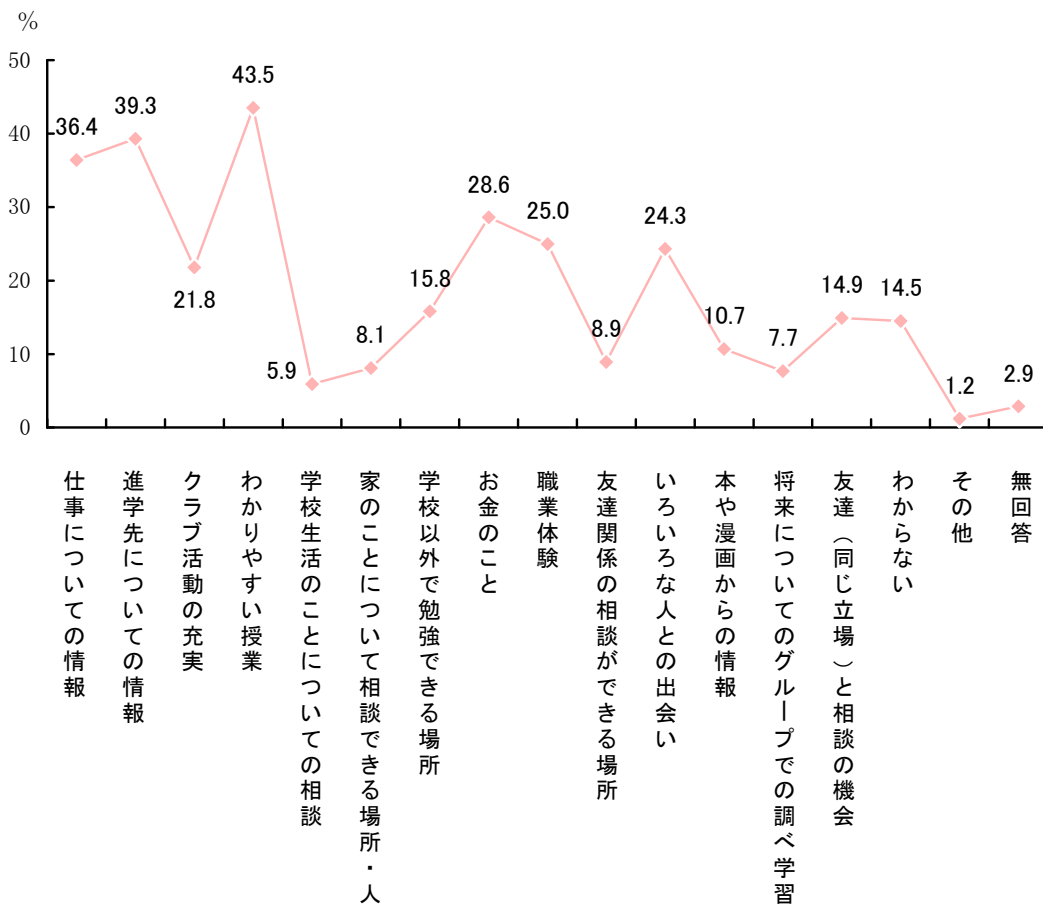
「少しある」の割合が 44.4%と最も高く、次いで「ある」の割合が 30.8%、「あまりない」の割合が 14.0%となっています。



問 あなたの将来の夢を実現するため、どんな手助けがあればいいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

「わかりやすい授業」の割合が 43.5%と最も高く、次いで「進学先についての情報」の割合が 39.3%、「仕事についての情報」の割合が 36.4%となっています。

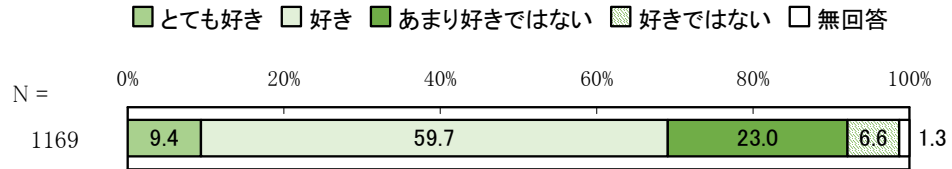
N = 1169



③ 門真市のことについて

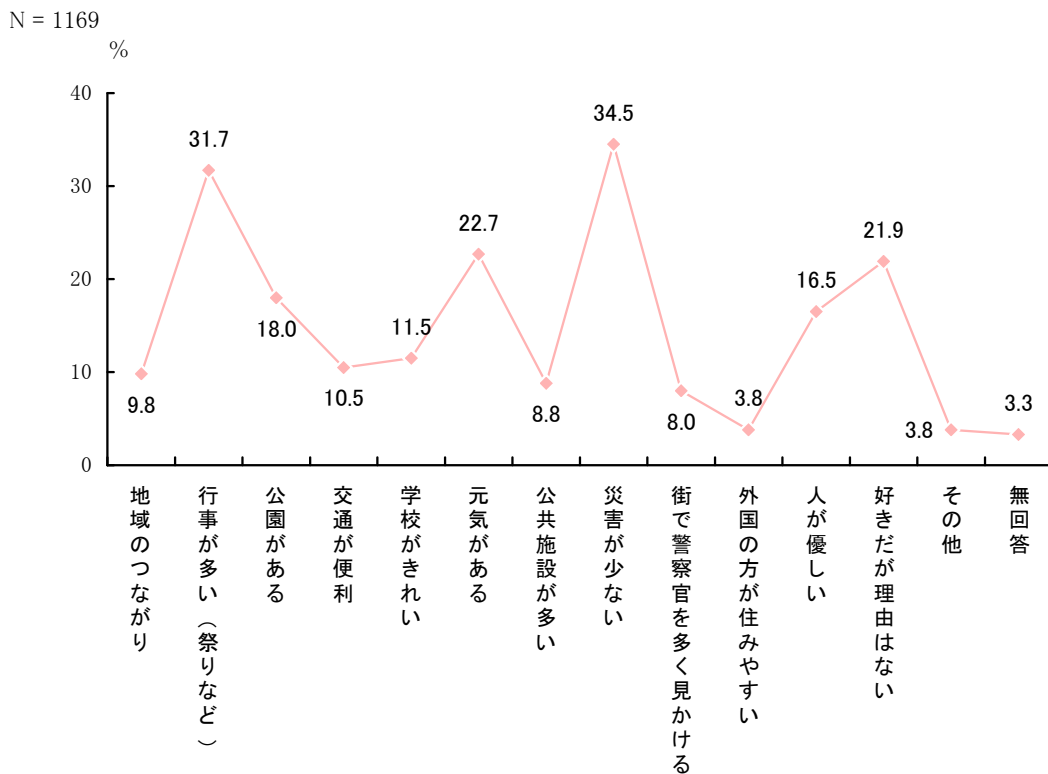
問 門真市が好きですか（ひとつだけ○）

「好き」の割合が 59.7%と最も高く、次いで「あまり好きではない」の割合が 23.0%となっています。



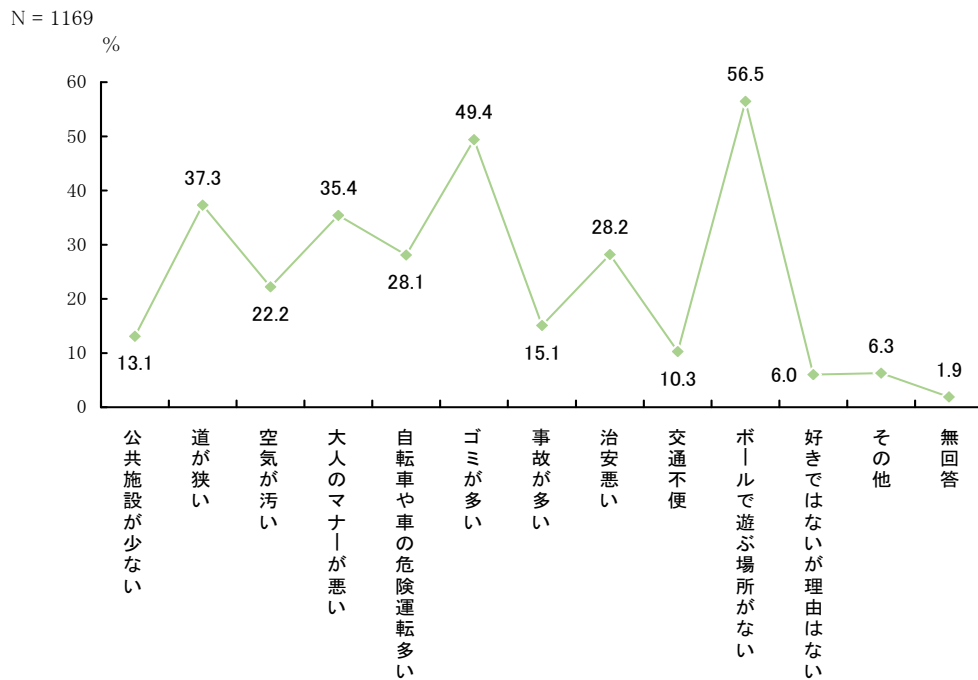
問 門真市の好きなところはどんなところですか。（あてはまるものすべてに○）

「災害が少ない」の割合が 34.5%と最も高く、次いで「行事が多い（祭りなど）」の割合が 31.7%、「元気がある」の割合が 22.7%となっています。



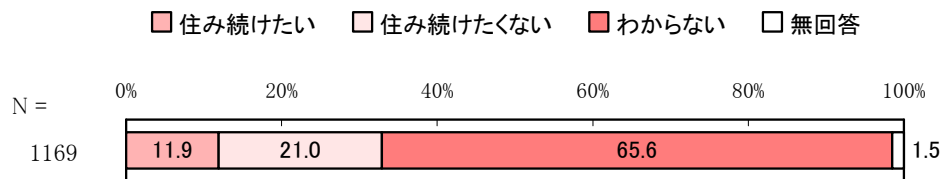
問 門真市の好きではないところはどんなところですか。(あてはまるものすべてに○)

「ボールで遊ぶ場所がない」の割合が56.5%と最も高く、次いで「ゴミが多い」の割合が49.4%、「道が狭い」の割合が37.3%となっています。



問 あなたは10年後(自分が23~25歳のころ)も門真に住み続けていたいですか。

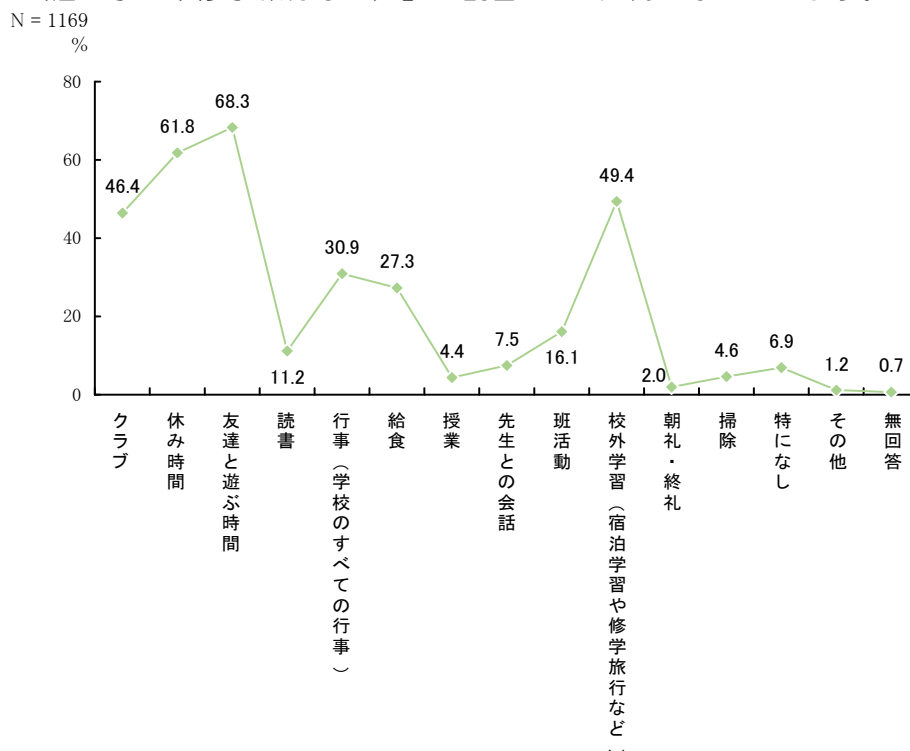
「わからない」の割合が65.6%と最も高く、次いで「住み続けたくない」の割合が21.0%、「住み続けたい」の割合が11.9%となっています。



④ 学校のことについて

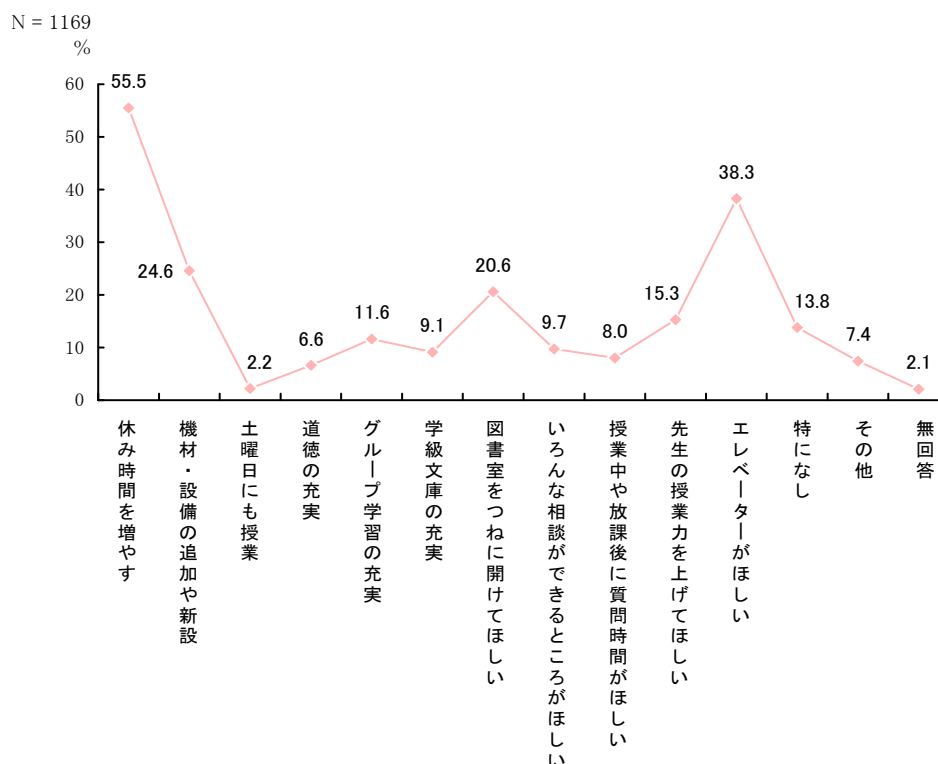
問 学校でどんなときに楽しいと感じますか。(あてはまるものすべてに○)

「友達と遊ぶ時間」の割合が68.3%と最も高く、次いで「休み時間」の割合が61.8%、「校外学習（宿泊学習や修学旅行など）」の割合が49.4%となっています。



問 学校がもっと楽しくなるように、門真市にどんなことをしてほしいですか。(あてはまるものすべてに○)

「休み時間を増やす」の割合が55.5%と最も高く、次いで「エレベーターがほしい」の割合が38.3%、「機材・設備の追加や新設」の割合が24.6%となっています。



5 門真市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関及び水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

（委任）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附 則（平成27年3月24日門真市条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

- 2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
門真市教育振興基本計画策定委員会	門真市教育振興基本計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務

6 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 条例別表2の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

（委嘱又は任命）

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから門真市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、門真市教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、門真市英語教育活動事業委託事業者選定委員会及び門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会においては、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができないものとする。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

（関係者の出席等）

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則（平成27年 3 月27日門真市教委規則第 9 号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条—第 4 条関係）

名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
門真市教育振興基本計画策定委員会	委員長 副委員長	13人以内	(1) 学識経験者 (2) 保護者の代表 (3) 門真市立学校長 (4) 門真市立学校教員 (5) 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該諮問に係る答申を終了する時まで	学校教育 部教育総 務課

7 門真市教育振興基本計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育の中長期的な目標及び基本的な方向性を明らかにするとともに、年度ごとの教育方針を定める際の指針となるものとして門真市教育振興基本計画を策定するに当たり、必要な事項の検討を行うため、門真市教育振興基本計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に必要な事項の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の推進に当たり必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は教育委員会事務局教育総務課長の職にある者とし、副委員長は教育委員会事務局学校教育課長の職にある者とする。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者とする。
 - (1) 教育委員会事務局学校教育課参事
 - (2) 教育委員会事務局生涯学習課長
 - (3) 教育委員会事務局こども政策課長

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の会議における検討経過又はその結果について、必要に応じて教育長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育総務課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

8 門真市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

	分類	委員 氏名	役 職	備 考 (専門分野等)
1	学識経験者	◎ 森田 英嗣	大阪教育大学教授 (教育学部 第二部 実践学校 教育講座)	教育工学
2		○ 工藤 宏司	大阪府立大学准教授 (現代システム科学域環境シス テム学類)	社会学 (社会問題論・逸脱論)
3		高松 みどり	大阪教育大学准教授 (第二部 実践学校教育専攻)	教育学、道德教育
4	保護者の代表	片山 仁	保護者代表 (上野口小学校)	小学校PTA代表
5		川村 早余子	保護者代表 (第七中学校)	中学校PTA代表
6	門真市立 学校長	山中 明宏	校長代表 (東小学校)	小学校校長
7		小寺 弘明	校長代表 (第四中学校)	中学校校長
8	門真市立 学校 教員	峯松 大輔	教頭代表 (五月田小学校)	小学校教頭
9		岡田 和樹	教員代表 (沖小学校)	小学校首席
10	本市の職員	稲毛 雅夫	教育次長	教育委員会 事務局
11		藤井 良一	学校教育部長	教育委員会 事務局
12		柴田 昌彦	生涯学習部長	教育委員会 事務局
13		河合 敏和	こども未来部長	教育委員会 事務局

◎委員長、○副委員長

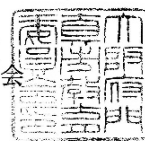
9 門真市教育振興基本計画庁内検討委員会委員名簿

部局	職名	氏名
学校教育部	教育総務課長	西岡 慈敏
	学校教育課長	三村 泰久
	学校教育課参事	成田 明子
	学校教育課参事	高山 拓也
	学校教育課参事 (兼教育センター長)	杉井 信夫
生涯学習部	生涯学習課長	牧菌 友広
こども未来部	こども政策課長	山 敬史

門教総第286号
平成27年6月24日

門真市教育振興基本計画策定委員会
委員長 様

門真市教育委員会



門真市教育振興基本計画について（諮問）

教育基本法第17条に基づく「門真市教育振興基本計画」の策定に関し、貴委員会の意見を求めます。

答 申 書

門 教 策 第 10 号

平成28年2月16日

門真市教育委員会 様

門真市教育振興基本計画策定委員会

委員長 森田英嗣

門真市教育振興基本計画について（答申）

平成27年6月24日付け門教総第286号にて諮問された「門真市教育振興基本計画」の策定について、当策定委員会を計6回開催し、慎重に審議を重ねました。

その結果、「子どもの夢と幸せをみんなではぐくむ門真の教育」を基本理念とした本計画（案）を適当と判断し、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たっては、審議過程において委員より述べられた意見や要望等に十分配慮したうえで、計画に示される実施について着実に実行されることを要望します。

門真市教育振興基本計画

～ 子どもの夢と幸せをみんなではぐくむ門真の教育 ～

平成 28 年 3 月

発行：門真市教育委員会

編集：門真市教育委員会事務局学校教育部教育総務課

〒571-8585 大阪府門真市中町 1 番 1 号

電話：06-6902-6082

FAX：06-6900-2323

kadoma city

